

第45回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成19年 8月31日（金）

開会 午後 1時30分

会議に出席した議員（18名）

1番	香美町	長瀬	幸夫	2番	香美町	山本	賢司
3番	豊岡市	綿貫	祥一	4番	豊岡市	稲垣	のり子
5番	豊岡市	伊賀	央	6番	豊岡市	岡谷	邦人
8番	新温泉町	小林	一義	9番	豊岡市	門間	雄司
10番	豊岡市	椿野	仁司	11番	豊岡市	福田	嗣久
12番	豊岡市	古池	信幸	13番	新温泉町	田中	要
14番	新温泉町	宮脇	諭	15番	香美町	後垣	晶一
16番	香美町	柴田	幸一郎	17番	豊岡市	升田	勝義
18番	豊岡市	森井	幸子	19番	豊岡市	青山	憲司

会議に出席しなかった議員（1名）

7番 新温泉町 岡本和雄

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸  
書記 中村裕

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
副管理者兼総務課長	瀬崎 彊
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	原 重喜

構成町長

香美町総務部長	谷岡喜代司
新温泉副町長	脇本松夫

## 議事日程

- 第1 上郷区における生活環境影響調査受入れ不同意について
- 第2 施設候補地選定方式の検討について
- 第3 その他

## 議事順序

1. 開 会
2. 上郷区における生活環境影響調査受入れ不同意について
3. 施設候補地選定方式の検討について
4. その他
5. 閉 会

開会 午後1時30分

議長（青山憲司） 皆さん、こんにちは。

本日、第45回北但行政事務組合議員協議会をご案内いたしましたところ、各市町とも9月定例会を控え大変お忙しい中ご参集いただきましたことに心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまから第45回議員協議会を開会いたします。

まず、本日の会議に傍聴の申し出がありますが、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

次に、本日の会議に欠席届のありましたのは岡本和雄議員であります。

続いて、本日の議事運営について議会運営委員長より報告を求めます。

12番古池信幸議員。

議会運営委員会委員長（古池信幸） 本日の議事運営についてご報告いたします。

本日の協議事項の質疑回数について申し上げます。

協議事項の第1、上郷区における生活環境影響調査受入れ不同意については、連続して1人3回以内、協議事項の第2、施設候補地選定方式の検討については留保を認める1人3回以内といたします。

以上、本日の議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

議長（青山憲司） 以上、報告のとおりご了承願います。

それでは第1、上郷区における生活環境影響調査受入れ不同意について、当局より説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） 本日は、第45回北但行政事務組合議会議員協議会をお願いしましたところ、議員各位にはお忙しい中おそろいでご参集を賜りましたこと、まことにありがとうございます。

本日の議員協議会には、2件について報告、協議事項がございます。

まず1点目は、上郷区における生活環境影響調査受入れ不同意についてです。既に議員各位に文書でご報告申し上げておりますとおり、本組合が上郷区に対しお願いしてまいりました広域ごみ汚泥処理施設整備に伴う生活環境影響調査の受け入れは、去る7月24日に開催された上郷区臨時総会において投票の結果、賛成票が受け入れ同意に必要な有効投票の4分の3に達せず、その結果、区から調査実施の受け入れは同意できないとの回答書が提出され、これを受理しました。本日改めて議員協議会においてご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

本事業は、平成16年6月、上郷区の通称奈良谷を広域ごみ汚泥処理施設建設適地に選定し、以来約3年1カ月にわたってさまざまな議論等を重ねる中、ことしの夏をめどに生活環境影響調査受け入れの同意について回答をお願いしてきました。

そのような中、去る5月には上郷区としては建設適地の変更ができないか組合に申し出て回答を求め、その回答をもとに臨時総会で受け入れ可否について決めたいとの考え方のもと、要望書が提

出されるなどの経緯もありました。この内容につきましては、去る6月4日開催の議員協議会において変更も可能との本組合の考え方をご説明し、議員各位のご理解を得るとともに、上郷区長あてに回答したところです。

その後、上郷区においては賛否両論がある中で臨時総会が6月24日に招集されましたが、出席者が総会成立に必要な全戸数の4分の3に満たなく、不成立となりました。続いて7月15日にも臨時総会が招集されましたが、再び出席者が定足数に満たなく、不成立となりました。

しかし、出席者において現状の打開策について意見交換がなされ、続いて開かれた組長会において改めて7月18日に総会を招集し、議事は採決方法と議決基準の定め方の2点とすることが決定されました。そして7月18日に臨時総会が招集され、総会が成立して議事がなされた結果、環境影響調査の受け入れの可否に関する採決は無記名投票とし、また議決基準は出席者の投票により2分の1、3分の2、4分の3のいずれかを決定すること。あわせて、次回総会は7月24日とすることが決定されました。

そして7月24日の臨時総会では出席者115人で総会は成立し、投票が行われた結果、まず議決基準は有効投票の4分の3以上と決定、続いて行われた生活環境影響調査受け入れ賛否の投票結果は賛成54人、反対60人、無効1名であったと聞いております。

この問題に対する本組合の基本的な考え方は、上郷区に対しかねてから区の同意がない限り環境影響調査は実施しない旨を表明してきておりました。今年度に入り、5月14日に開催しました構成市町長会において改めてその方針を確認するとともに、去る6月4日に開催されました本組合議員協議会におきましても議員の質問に対し山谷または奈良谷について生活環境影響調査の受け入れを判断された結果、ノーとなった場合は上郷区を断念する旨を明確に答弁申し上げております。

これらの経過の中、7月24日、上郷区長から臨時総会の結果報告を受け、翌25日に構成市町長で協議した結果、調査が受け入れられない以上、上郷区での施設建設は不可能となることから、本組合としては既定の方針どおり上郷区での建設を断念し、改めて一から候補地を選定することを確認し、決定したところです。

この内容は、文書で議員各位にはお知らせしたとおりであり、また北但1市2町住民の皆様に対しましては同様の内容を組合ホームページでお知らせするとともに、構成市町におきましてもそれぞれ防災行政無線、広報等によりお知らせをいたしました。

その後7月27日、私は上郷区組長会に出席し、三役及び組長の皆様に3年間の長きにわたり区を挙げて真摯にご議論をいただいたことに対しお礼を申し上げるとともに、全区民の皆様に対しましてもお手元に配付しておりますとおりのお礼の文書をお届けしていただくようお願いしました。この3年間、私は北但行政事務組合管理者及び豊岡市長の立場からたびたび地元の方々と直接話し合い、関係職員と一丸となって生活環境影響調査実施の受け入れについてご理解が得られるよう説明会、学習会及び先進地視察等誠心誠意努力してまいりました。しかしながらこのような結果となり、まことに残念でなりません。私自身の力不足を北但地域の住民の皆様、また議員各位に対し深くおわび申し上げます。

なお、資料として上郷区についての経過資料等を配付しておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、施設候補地選定方式の検討についてです。

このたびの上郷区の結果を受け、本組合は改めて一から施設候補地を選定することになります。1市2町と協力して早急に新たな候補地の選定を行い、目標とする平成24年度の完成に向けて全力を挙げ邁進していかなければなりません。本組合では、候補地選定方式について検討を重ねているところです。また、議員の皆さんにおかれましても、先般8月20日、21日には先進地視察を行われたところです。ごみ処理施設建設事業に取り組む各自治体では、さまざまな困難な問題や課題に直面しているのが現状ですが、その中でも建設場所の決定が最大の課題であります。構成市町民全体の問題として、住民の皆様の格別のご理解とご協力をお願いしなければなりません。スケジュールからしても、一日も早い候補地の選定を急がなければならない事態に迫られています。それだけに、的確かつ理解の得られる候補地選定方式を考え、成就させていきたいと考えています。

本日は、一般的に考えられる施設候補地選定方式を資料でお示しし、議員各位のご意見、ご提案等を拝聴し、今後の本組合における候補地選定方式を決定する際の参考とさせていただきたいと考えます。

その中で1点、各方式に共通した部分として、施設候補地をこの広い北但全体から選定するのか、または運搬費用がこの事業の運営経費全体における経済性、効率性に大きく影響するところからこれを重視し、施設候補地の位置をおおよそ一定の範囲に限定するのかが問題があります。本日はこの点について組合として一つの考え方を示しますので、ご意見をお伺いし、方向を定めたいと考えています。

なお、9月下旬には候補地選定方式の具体的な考え方をまとめ、議員各位のご意見もお聞きする中で方式を定めてまいりたいと考えております。

検討しております施設候補地選定方式の一般的な考え方等につきましては担当課長が説明いたしますので、忌憚のないご意見をお伺いしたいと存じます。どうかよろしく願いいたします。

議長（青山憲司） これより質疑に入ります。

まず、第1の上郷区における生活環境影響調査受入れ不同意についてを議題といたします。

これより質疑を受けますが、質疑はございませんか。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。今、管理者から経過についての報告といいますがね、文書等もそれぞれついているわけですがけれども、お聞かせをいただいたんですけれども、伺っておって上郷を適地というふうに組合が一方的に決めて、3年余りかけてきょうに至っているわけですがけれども、まず一つは、この間に要した費用という点ではどの程度の費用がかかっておるか。この適地を選定をするという12年、13年当時からのこの辺全体で見るとどのぐらいの費用がかかっておるのかなというのが素朴な疑問なんです、一つは。

その上で、先ほどの管理者の話を伺っておって、経過については丁寧にご説明をいただくんだけ

れども、残念だという話なんですよ。それは残念だという気持ちはわからなくはありません。頑張ってきたのにならなんだという点では残念だというのはある意味では至極当然な感想なのかもしれませんけれども、どんなふうに総括、反省をしておるのかということなんですよ。先ほども言いましたように、一方的に決めて適地だというふうに選定をされたところが同意してくれなかった。しかも、この上郷区を含めましてその周辺地域の住民の安全ですとかあるいは交通の便、さまざまな点で多くの事業が計画をされておる、あるいは既に予算化もされておるというふうなものもあるようですけれども、そういう事業がこのごみ処理施設の用地として同意をいただくことが何となく前提であるかのような議論というのがあったやに伺ったりするものですから、そんなことは許されるものではないだろうなというのが私の率直な感想なんですよ。そのあたりを含めて、管理者としてどう総括をしたのか、あるいは他の事業との関連でどうなのか、そのあたりをまず伺いたいというふうに思います。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、この間に要した費用はちょっとお時間をいただきたいと思います。

それから、どんなふうに総括しているかということですが、基本的に十分ご理解をいただけなかったということでもありますから、そのことについての努力不足をまず率直に反省をしたいと考えております。

さらに突っ込んで考えますと、反対論の合理的な根拠というものは特になかったというふうに考えております。さまざまな懸念とかございましたけれども、すべてお答えできるものでございました。したがって、その反対論の最大の論拠はむしろ感情的なものである、あるいは感情的な不安であるということだったと思います。このことはもちろん大変重要なことでございますので、その感情論を乗り越えて理性でもってご理解をいただくような努力をしてきたつもりでありますけれども、残念ながらそれを乗り越えることができなかった。

したがって、今後さらに新しい場所を選定し、その地区の方々とのお話をする際には、さらに密度を濃く理解いただくような努力をしなければいけない、このように考えているところです。

それから、3点目のご質問の趣旨がよくわからないんですが、既に上郷区ないしあるいはその周辺地域で事業が進んでいるものについては、これは特に別に今回のことと全く関係なしに事業は推進をなされるものと思います。市の事業であれば、当然しなければならない。

それから、国の事業あるいは県の事業、つまり治水対策でありますとかそういったことについての要望が出されておりますので、それは当然豊岡市なりにとって大切な地域の一つでありますから、市当局において地域の皆さんと一緒に国、県に対して要望がなされるものと、このように考えております。

ただ、施設の受け入れとセットで提案された事業につきましては、これは事業が推進をされないというのはむしろ理の当然ではないか、このように考えているところです。以上です。

議長（青山憲司） 山本議員、よろしいですか。（発言する者あり）

副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） まことに申しわけございません。13年度以降適地選定ということに入っております。それに要しました費用、主にコンサルに委託をした費用ということで明らかな部分を調査いたしてご返事させていただきたいと思っておりますので、しばらく時間をちょうだいしたいと思います。

議長（青山憲司） 2番山本賢司議員。

山本賢司議員 今、管理者からのお答えの中で、感情論を乗り越えられなかったというふうにおっしゃるんですけども、ある意味では感情論なのかもしれませんけれども、そうはいつでも地元が全く知らないところで一方的に決めて、それを同意をさせていうところに私はまず無理があったのではないかなというのを感じるんですよ。そのあたりは思いませんか。大体公共用地というのは、もちろんここがいいねという候補地は必要だとする行政が、組合を含めてですけども、こちら側がここがいいねというふうに考えるのはある意味では当然なのかもしれませんけれども、そこに至る過程の中で地元の皆さん、関係者としてしっかりと前段でも議論があったりということがあつたのではないかなというふうに思ったりはするんですけども、その辺はいかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 山本議員の所属される町ではそのようなことをされるのかどうか知りませんが、多くは行政の側においてどこが適地かをまず選定をする。その上で地元の方々にご理解をいただくというのはごく普通のやり方ではないかというふうに思います。

道路をどこにひくかというような場合について、もちろん地元からの要望を受けてつくることもありますけれども、具体的な線については当局側が合理的な判断をした上で案を示す。その上で、さらにこの法線を少し変えてくれやというようなことは地元とやりとりをしながら変えるということはあるのではないかと。今回の場合にも、同じ上郷区の中での別の場所に変更いたしましたけれども、その意味ではまさに今の道路の法線の話を行いましたけれども、同様の対応はしてきたつもりです。

さらに加えて、この当初の場所の選定につきましては幾つかの候補地を絞り込んだ段階で公表いたしておりますし、それぞれの地区の皆さんにもそのことはお伝えをして、そしてその上で最終的に一つに絞り込んだものでございます。

非常に理想論的な、あるいは空想的な理想論からいきますと、それぞれの地域の人たちに話をして議論をして、よさそうなところを選べばいいということになるかもしれませんが、これだけ激しい反対論があったことからご推測いただけますように、地元の方々と話を一つに絞り込めるのか。そういった現実論から考えますと、あくまで行政の側が施設の適地という観点から考え方を示した上でお話をしないことには前に進まないのではないかと。このように考えておりました、結果としては大変残念なことになりましたけれども、その選定方式自体に特に問題があったものとは考えておりません。

議長（青山憲司） 山本議員、よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。



1 番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 長瀬でございます。きょういろいろと資料を出していただいて、経過が載っているわけですが、随分回数を重ね、ご苦労されたということには敬意を表したいと思いますが、結果的にはゼロに戻ったという結果になってしまって残念だなという思いがしますし、何か豊岡市の中で適地として上げられたということで、我々から見たら何か側において無責任なという発言になるかもわかりません。しかしながらそうでなくして、やはりこうしてこの資料の最後の方に新しい適地もまた範囲が載っておりますが、やはりどうしても先ほど管理者の言われたように、ある程度のいろいろな状況を見ると豊岡市さんの方にお願ひせないかんというような思いがあるわけです。

そういう中で、やはり先ほど言われとったやに感情論、どの辺から感情論になったかわからんですけど、3年の経過の中で逆に言えばボタンのかけ違えがあって、そのままずると3年来たのかなという、最後の総会の経過を見るとかなり厳しい状況が続いとったんかなという思いがするわけです。

そういう中でぜひとも、新しい適地がどうなるかわかりませんが、やはり好まざる施設というのはだれが見ても思うわけでございます。そういう中で、我々がなら側からどういう応援ができるだやということになってくると、適地は適地として必要なんだけど、その好まざる施設をするために逆にデメリットの分をどうして側のもんが埋めてあげるんかというものが必要ではなからうかなという思いがするんですよ。たとえ先日公募というところで視察をさせていただいたんでも、ある程度のメリットさえあれば進んでいいですか、そういう広域の施設としたらだれかが受けんなんからやむを得んだらうなということで立候補されたところもあると思いますけど、やはりそういうメリットっていうものが、好まざる施設に対してメリットがこの上郷さんに本当に理解してもらえるようなことがあったのかなかったのか。先ほど山本議員が言われたように、執行部の方が適地として何か押しつけてただ進めてきた、説明もそのような状況に押し込んでいったというような私は単純にとっとるわけですけど、その辺がどう3年間の中で流れの中にあっただのかということをお聞きしたいと思います。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 実は、この上郷区に関しましても、議員がメリットという言い方をされましたけれども、それに該当するようなものをお示しをいたしました。それは環境創造モデル地区構想というものです。ごみの処理施設がいわば環境問題の中の最後の、しかし決して避けて通ることのできない部分でありますから、その部分をお願いするのであれば、その地域が他の分野においても環境問題の取り組みで最先端の地域になるような努力を、取り組みをしたいと。加えて、法律が施設の設置を行う場合にはその地域の生活環境をよくする義務が行政の側にあるということをはっきり書いておりますので、狭い意味の生活環境、例えば域内道路をよくするとか溝のふたをどうするかといった細々したことから、それから今申し上げましたような環境への取り組みの最先端の地域にする。そういったものをセットでお示しをいたしました。そして施設の受け入れとこの環境創造モデル地区構想とはセットであるということをお示しをした上で、イエスかノーかのお返事をい

ただくように働きかけをしたところでございます。

ただ、これも時系列的に見てみますと、私たち自身は早くからそのことを区の側に申し入れをいたしておりましたけれども、環境創造モデル地区構想自体の説明をさせていただけなかった。あるいはそういったことを聞くこと自体を拒否するといったような動きもございまして、歩調を合わせる形で、つまり施設をお願いをするということと歩調を合わせる形でこのモデル地区構想の説明なりご理解をいただく作業ができなかったということが現実にはございました。このことも私たち自身の進め方の上での大きな反省材料でございまして、議員言われますように次回はぜひ当初からそれが一緒になっているものである。私たちは何もその地区を悪くしたいとかそんな思いを持っているわけではございませんし、客観的にはこの施設は悪さをする施設ではございませんので、そのことへの理解を求めつつ、さっき言いましたように環境問題の最後の、しかも余り現実問題としては好まれないものをお願いする以上一緒にあって、例えば里山対策でありますとか農業とか、あるいは自然再生でありますとか自然エネルギーでありますとかというようなこともすべて含めたようなまちづくりをしたいということを訴えてまいりたい、このように考えているところです。

議長（青山憲司） 1 番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 わかりました。次の候補地の選定を次の課題としてあるわけでございますのでこれ以上申しませんが、やはり上郷といいますと上村冒険の日本的にも有名、世界的にも有名とっていいのかわからないわけですけど、一つのそういうとこでなかなか、ただこういう経過の中でごみの処理ができなくて終わったということではなくして、恐らくあの集落が今後いろいろな流れの中でスムーズにいきにくくなっておるじゃないかなという心配をするわけです。そういうことを思うと、次にはぜひそういうことが起きないように考えていかなかったら、せっかくのああいうすばらしい日本にも有名になっておる区が何か中が大変なことになっていくというのは非常に残念に思うわけでございます。決して上郷が好んでそういうことをしたわけでない、我々広域のそういう行政が適地として選んだばかりにそういうことになったという一つのものがありますので、ぜひともその辺を考慮していただきたいなと思います。

議長（青山憲司） そのほか、ございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 私と村岡市会議員と2人で、8月7日の日に提案ということで3つの要素から成る提案をさせていただきました。今、議題は上郷区の件でありますので、その第3番目の提案について、私たちはこのように述べております。

3年にわたって候補地の可否をめぐる過大な負担を強い日高町上郷住民の方々の環境改善等の要望に特別の謝意をもって最大限にこたえること。事前の合意を得ないまま上郷地域を候補地としたため、同地区住民の皆様、区役員、住民組織の方々には多大な負担を強いことに対し深甚の感謝を申し上げるとともに、同地区の方々が一一致して要望されている国道482号線拡幅改良、円山川堤防の改修等環境整備の実現へ、鶴岡橋かけかえ、中郷地先の用水池、堤防、道路整備建設と並行して最大限の配慮を行う。こういう提案をいたしました。

今回、私なりにいろいろとこの3年間はどうだったのかということ振り返ってみまして、上郷区における3年間は北但行政事務組合が施設建設の適地と指定して以来、地区内では賛成の人、反対の人、態度を表明しにくい人など、それまでにはなかった状況が生まれました。暮らしを守る会が結成され、議会への陳情も行われました。当局主催の先進地視察や管理者による説明会も行われてきました。そして最終的には区の臨時総会が開かれ、環境影響評価の実施受け入れは54対60という結果で拒否が確定いたしました。地区内の重要事項に指定されたため、4分の3以上の賛成が必要であったわけでありますけれども、過半数も超えることができなかったということであります。この投票結果から言えることは、地区を真っ二つに割るほど大きな案件であり、神経をすり減らし、精神的にも大変な深く静かな葛藤があったと私は思っております。賛成の方も反対の方も共通して言えるのは、自分たちの住んでいる上郷を暮らしやすい環境のよいところをしたい、子や孫に誇りを持って伝えていきたいということだと思います。

結果が出た現在、双方に共通する上郷をよくしたいという願いに積極的にこたえることが求められていると思います。管理者として、市長としてこの願いに対してどのようにお考えなのか、まず質問いたします。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 管理者としてのお答えする立場ではなくて、むしろ市長としての答弁をお求めになっているような気がしますけれども、市長の立場として、あるいは市行政としてその一員である一つの区の村をよくしたいという願いにできる限りの支援をするというのは基本的に当然であります。それは他にもあります358の区について同様のことが言えるわけでありまして、そのような姿勢でもって豊岡市でなされるものと、このように考えております。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 私はそこに管理者の説明が大変お上手、それからどなたにでも、ああ、なるほどと思われるような説明をされます。これは私も何回もお耳にしたり、あるいは議会の質問で答弁の中で、ああ、なかなか論理の筋の通ったことを言われるなど、これは感心しております。これはいいところだと思って認めておりますが、実際生きた人間同士が一つのことをめぐって意見をやりとりするときに、論理整然と言われたからわかったと言える人と、いやいや、そう言われてもやっぱり自分の心の中にすっと落ちるものはないというようなことで、最終的にもう理解できないというのが残る。今回は、この投票結果から見ましてもそういう方が過半数以上あったわけでありますから、結局市長が述べてこられたことに対しても大変残念な結果になったとおっしゃっておりますが、私はそのことよりも、先ほど長瀬議員もおっしゃいましたが、上郷区内が2つに割れてしまったんだと。これは皆大人ですから、おまえが悪い、これがええだというようなことはだれもおっしゃいませんけれども、深く静かにこの問題をめぐって、特に3年間という長きにわたりましたから、あの人は賛成したんだで、この人は反対だったんだというようなことがやっぱり残っていると思うんですね。それを解消する責任がこちらにある、行政組合の方にあると私は思っております。

というのは、この経過でもありますように6月1日に新聞発表になったわけでありまして、上郷

区地元への説明は5月27日、そういうことでありまして、本当に言ったら寝耳に水の新聞発表。これでだれもがもちろんびっくりするわけですし、特に不快な施設ということはだれも認めておるわけでありまして、そういう状態での発端をつくったのは行政組合の方にあるわけでありまして、修復する責任もあるのではないかと。現在の答弁では、358区の一つとしてやるんだということであったわけですが、この3年間に引き起こされた区内の目に見えないといいますが、見える部分もありますが、そういう沈んだものをきちっと修復するという、これはやっぱり要望にこたえることしかないとは私は思っておりまして、特別にも上郷区へはこの住民要望をまとめていただいて、優先順位をつけて率先して実現していくという配慮があつていいと思うわけでありまして、いかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） ぜひ市議会でそのような議論をしていただきたいと思います。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 市議会でももちろん言わせていただきますが、きょうは協議会であります。市長は議員の提案があれば拝聴したいということできょうの協議会が開かれておるわけでありまして、こういう意見を持つておる者がおつたということをや肝に銘じていただきたいし、大変個人的なことで申しわけないわけですが、大変熱心な方が、中心的なところにおられた方が入院されてるんですね。聞いてみると、やはり精神的なものから起因したと思われる病気であります。そのように本当に自分の健康を害されるほど真剣にやつてこられた方もあるということも、ぜひこれは記憶にとどめておいていただきたいと思います。

そういう中で、行政組合としては受け入れなかつたらからそれでは何にもしないんだと。モデル地区構想いうんですか、あれを示されましたけれども、これは施設の受け入れがセットであるというふうなことを説明されておりましたが、もちろんそれは当局側から言えばそのような論理になると思いますけれども、やっぱり先ほども申し上げましたが、豊岡市長としての立場としては市議会がいい答弁があることを期待しておりますが、行政組合としてもこのような村を、区を二分するような状態を引き起こしたということの反省がないんじゃないかと私は思っております。

きょう配付された資料の中には2つの文書がありまして、これは議運でも指摘したんですが、一日も早く、当日配付ではなくて何とか努力して1日前以上に配付してくれと言つたわけですが、ぎりぎりできなんだという副管理者からの連絡もありました。きょう見てみますと、上郷区に対する7月27日付では心苦しく存じておりますというふうに書いてあります。7月26日付では、これには自分の方が大変力不足で残念であった。それから、上郷区の方々には真摯な議論をいただいたことに対して心から敬意を表する。だから26日の日は敬意を表する、27日の日は心苦しく存じております。このようにやっぱり市長もきちとした文書で上郷区の皆様方への配慮を示しておられるわけでありまして、これを形で示すべきだと私は思いますが、いかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） これは厳密には理論的な話になりますけれども、北但行政事務組合は施設の建

設及び管理を目的として設立されている組織でございますので、適地選定でノーと言われたところについて、後の手当てとして何かをするということはそもそも考えられないことでございますので、その地区の一体感を取り戻すことについての配慮というのは豊岡市において意を用いられるべきものと、このように考えております。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

10番椿野仁司議員。

椿野仁司議員 10番、椿野でございます。大変残念な結果にはなったわけでございますから、また後でいろいろと次のさらなる提案というんですか、というようなことをまた議論をしていかなければならないところでございますが、私は常々いろいろとここまで至るに考えておりましたので、ちょっと個人的な意見というよりも感想めいたようなことになろうかと思っておりますが、お答えいただけるとするならばお答えいただきたいなというふうに思います。

一つは、今、環境ということが世界的なキーワード、そしてまた豊岡市における、今、環境に対する一つのキーワードも大きなところでございます。

そんな中で、その中でもやはりごみという問題はこれは本当に大きな問題ではありますし、我々もやはり常々ごみをなすだけ持ち込まない、そしてごみはなすだけ出さないようにしたいというふうには思っておりますが、これはごみゼロなんていうのはなかなかでき得ることでは私はないというふうに思っております。それに向かって努力するのは住民一人一人大切なことではあるうかと思うんですが、なかなかそういうわけにはいかない、現実はそうではないというふうに思っております。

そんな中で、こういう広域の決定がなされ、大型のごみ処理施設ということで今日まで経緯をしてるんですが、私は本当に常々思っているのが、こういう場で申し上げるのは大変一議員として責任を問われようかというふうに思いますが、今に至ってこのごみの上郷を適地として今までやってきたことの事実を受けて、先ほど来いろいろとご答弁をお聞きしておりますと一からやり直すんだというようなことや白紙だというようなこと、今までのやってきたことに対して白紙だというようなことであろうかと思っております。そうであればやはりいま一度、大型なごみ処理施設というものをもう一度考え直すべきときがあるんじゃないかな。これは広域でやっていくということで北但広域のこの事務組合の組織ができ上がったわけですから、それを私は否定するものではないんですが、やはり何か今の時代の中でこういうやり方について私は疑問を投げかける一人であります。

そういう中でも、今回の管理者がいろいろとやってこられましたいろんな議会の中で、組合議会の中でも、誠心誠意私は地域の方々に理解をしていただくよう努力しているんだと、とにかく頑張っていくんだと、誠心誠意その姿勢を皆さんに見ていただくんだということを常々おっしゃったように思います。それが見事に、見事にという言い方は悪いんですが、ここの文書にもございますようにご理解をいただけなかったということで反省をしておられるわけですが、いわゆるその誠心誠意だけでは物事はやはりうまくはいかないんだということも十分肝に銘じられたんじゃないかなというふうに思うんです。

次の議題に上がっていくことなのでそれはまた次に回そうかと思ってますし、何が申し上げたいかということ、一つにはやはりこの広域でごみ処理のことも含めてですが、ごみの問題についてはどうもこの1市2町の中でもかなり少し温度差がある。なおかつ、豊岡市の中においても上郷が適地とされながらも、豊岡市民の中でまだこのごみの問題についてはかなり、どれだけ大変なことになるんだと、どれだけ大切なことなんだということがまだまだ市民の間にきちっと理解をいただけないような気がしてなりません。それなりに当局は市民向け、そしてまた広域にわたってそれなりの広報活動はされてることもよく存じ上げておりますが、やはりこれについては末端までというとなかなか難しいかと思うんですが、一般的にごみを出されているいろんな方々にお尋ねしても、まだ実感としてこない。でもこの文書にもありますように、近い将来ごみの焼却場がどこもパンクして、そしてあすのごみをもう、あすというのはきょうあすという意味ではないんですが、あすのごみがもう出せないような状況になるということがまだ実感として市民の皆さんにはおわかりいただけない。

これは議員もやはり責任があるかというふうに思います。私も深く反省すべきことだというふうに思うんですが、この点について、今までのやり方がこれはまずかった、もうちょっとこういうふうにしたかったというようなことはいろいろと管理者以下事務局の方も多分感じになってるんだろうと思うんですが、今の市民に対してももう少しきちっとそのごみに対する考え方、そして生活で一番最後の処理のところですけれども、一番大事なことだろうと私は思っております。そういったところについての今の段階で、もしくはもうちょっとこうしとけばよかったなど、確かにそういうことが言えるなというようなことがあれば、ぜひともお答えをいただければありがたいなと思っています。以上です。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、この広域化自体を見直すべきだというような個人的な見解もお述べになったところですが、かねてから申し上げておりますようにこの北但行政事務組合は構成する市町が一緒になってごみ処理施設をつくるんだということを決定をされて、そのためにもすべての市町議会がそのことに合意をされてでき上がっている組織でありますから、北但行政事務組合で広域化をやめるかどうかというのはそもそも議論できない仕組みになっています。私たちがやるしかない。もしこれをもう一度見直すのであれば、それぞれの市町で再度議論をされて、しかもすべての市町の市町長及び市町議会がもう一度それぞれで勝手にやるんだという結論を出さない限りはこれは不可能だというふうな仕組みになっております。

そのことを踏まえた上でせつかくの機会ですから申し上げたいわけですが、この広域化を図ることについてはメリットが当然ございます。それは一つは建設費、それから運営費が安くなる。しかしながら、収集運搬費は高くなる。だけどそのプラス・マイナス全部合わせますと20年間で生の市民・町民負担ベースで38億円広域化した方が安くなる。生のというのは、補助金とか地方交付税で入ってくるものを除いて、まさにその市町の住民が身銭でもって払わなければいけないお金ベースで38億円安くなる。逆に今からこれをもとに戻すというのは、市民・町民負担を38億円ふやして

までも別々にしようというこういう議論でありますので、なぜ、もし本当に議員の皆さん方が、あるいは市民や町民の皆さんでも結構ですけども、もとに戻せとおっしゃるのであれば、38億円分ひよっとしたらそれは学校を辛抱することかもしれないし、保育所を辛抱することかもしれないし、子育て対策を辛抱することかもしれないけれども、それを辛抱してでもわざわざごみ処理に38億円をふやそうというこういうことでありますから、そのことを求めることの合理性をちゃんと論証される必要があると思います。ただやみくもにやめろやめろということでは極めて無責任な考えになるのではないか、このように思います。

また、もともとこの広域化が日本全体で打ち出された背景はダイオキシン対策です。今、新温泉、香美町の施設というのは毎朝晩ダイオキシンが発生をしております。これはもう一日24時間連続運転でないものの宿命であります。それに対して今の豊岡の施設は24時間、約3カ月間連続運転でありますから、3カ月に1回電気を切ったりスイッチを切ったり入れたりするときだけに発生をする。純理論的に言うとそういうことになります。発生したものを除去して外に害を与えないようにするということは当然でありますけれども、よりダイオキシン対策に対する根本的な対応策は発生させないこと。したがって、24時間連続運転がダイオキシン対策の決め手だということで、全国的にそういったものが打ち出されました。

もし今ばらばらでありますと、豊岡市においては今でも100トン以上のものでありまして、連続運転はもう可能なわけですけども、新温泉、香美町についてはこれはせいぜい8時間運転でありますから、ダイオキシン対策の徹底しないものをやれということになります。なぜ安くできて、しかもダイオキシン対策が徹底できるにもかかわらず高くできてダイオキシン対策が徹底しないものをやれというふうに改めておっしゃるのか。そのことの論証もこれはなされなければいけない、そのように考えているところです。

椿野議員のお気持ちは、そういう利益があってみんなでやったんだからみんなが責任感を持って前へ進めようという思いの裏返しの表現ではないかなというふうに拝察をいたしておるところでありますけれども、このことを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それから、市民、町民の皆さんのごみ問題への理解が十分でないというご指摘は全くそのとおりであります。私たちも上郷でありますとかその地域の周辺の地区の人たちへの説得なり説明ばかりに気をとられておりました、市民全体の問題である、あるいは町民の皆さん全体の問題である、あるいはごみ問題はこんなに大変なことであるということの説明あるいは理解を求める努力が十分ではなかったというふうに思っております。

そんなこともありまして、過日、新温泉でごみ問題に関するシンポジウムを開いたところでありまして、10月の下旬には豊岡市内でもそのようなことを考えております。また、多くの方々からごみ問題の啓発事業をもっと徹底してやるべきだ、こういったご指摘も受けておりますので、組合としても、あるいは構成する市町独自としてもさらにそこは努力をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（青山憲司） 10番椿野仁司議員。

椿野仁司議員 私の裏の裏まで探っていただきまして、ありがとうございます。

余りそれを申し上げるつもりはなかったんですが、本当にこの広域で考えるということであれば、例えば豊岡にお任せだとかということではなくて、どなたか先ほど同僚議員もおっしゃってありました。我々もやはり責任を持ってやっていかなければいけないということもおっしゃっていただいていますので、やはり私はこれ仕切り直し、本当に。ある意味では、きょうも香美町それから構成町長、新温泉町も来られておられますが、やはり1市2町広域でやっていくんだということであれば、やはり同様の気持ちを持ってこの問題を早急に対応、解決していかないともう時間がないということであろうかと思えます。

と同時に、やはりもう一度その市民、町民に向けてごみのこの問題についてはわかりやすく、そしてまた皆さんに本当に理解していただける、と同時にやはりごみの減量化というのはとても大切なことですので、環境問題も含めてまたこれからそれ以上の市民、町民に向けての情報をきちっと提供できるようにお願いをいたしたいというふうに思います。以上です。もういい。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

9番門間雄司議員。

門間雄司議員 この機会に一度確認しておきたいことがございます。先ほどの話も少し関係するんですが、構成市町長会は何回か開かれたというふうにお聞きしておりますが、私もこの議会に参加させていただきまして、管理者というのは豊岡市長も兼務されておりますんで、どうしても両方の立場というのは行ったり来たりということを非常に複雑なところを感じておりましたが、その経緯の中で、今回上郷のこの経過の中で構成市町長会もどういった話をされて北但の執行部としてどういった方針になったのか、少し時系列的にご説明できることがあればお聞きできればなと思います。

これなぜ聞くかといいますと、先ほど市長の方からも話がございましたが、最終的には感情論になったという言葉もございました。感情論ということであれば、椿議員の言葉をかりると、みんなで行っていくということがそれほど示せてなかったということはひょっとすると管理者も思っておられるかもしれません。そうしたときに、私個人としても何かその一体性、みんなで考えていこうという姿勢が果たして見えていたんだろうかという率直な疑問は常々感じておりますし、今後もごみ処理施設はつくらなきゃいけないということであれば、時間も迫っているということですし、合理的な根拠でないところで理解を求めていけないということであれば、反省点の中でその辺きちんと分析しないといけないのか。できているのか。構成市町長会の話の内容も含めて、どういう表現をされていたのかなと、今まで。ちょっと確認させていただきたくて質問をさせていただきます。いかがでしょうか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 構成市町長会での議論のお話ございましたけれども、基本的に対上郷との関係では全く関係なかったらと思います。つまり他の2人の町長と私がどんな議論を内部でしてるかどうかにかかわらず、そのことは関係なしに上郷の結論は出ておりますから、その意味では関係がないというふうに思います。



実は、2人の町長からは、もちろんみんなの施設であるわけだから、自分たちも直接上郷に出かけていってお願いをしたいというような申し出は何度かいただいております。しかしながら議論の論点はそういうところにございませんでしたので、むしろ私の方にお任せをいただきたいということで上郷区との対応をやってきたということでございます。

同様のお申し出はこれまでも何度もいただいております、今後とも対地元との関係で必要なときには自分たちも直接行ってお願いをさせていただきたい、こういった話をいただいているところでございます。

さらに、環境創造モデルエリア構想につきましても、実際にそれ実現する場合にはこれは豊岡市だけが負担するものではございませんので、当然のことながら1市2町で案件に応じてのことになるろうかと思えますけれども、それぞれ負担をし合うということになるろうかと思えます。もちろんその設置される場所については設置される地域づくりの支援という面がございますから、すべてを等分ということにはもちろんならないわけでありませけれども、共同の施設を設置をする場合に生活環境をよくすることを求められているのであれば、そのことについての応分の負担をするというのはこれは当然のことでございますから、そのような観点からも他の2町においてもうあとはお任せですよというわけにはいかない。その意味では関心を大変持っている事項でございますから、少なくとも行政内部においてもうあとは豊岡市に任せたといい状況にはなっておりませ。

さらに、施設ができなければたちどころに他の2町についても門限は近づいてくるわけでありませから、当然その意味では大変大きな利害がございますので、少なくとも事務レベルでは関係の課長会等もございまして、そこで事務レベルでの議論あるいは論点整理は絶えずなされておりますし、市町長会も相当な頻度で開き、あるいはしょっちゅういろんな場面でいろんな会合で会いますので打ち合わせをしながらやってきている、このようにご理解を賜りたいと思えます。

議長（青山憲司） 9番門間雄司議員。

門間雄司議員 それともう1点、その論点整理ということでも追っつけ聞こうと思ってたんですけども、最終的に上郷の方たちとお話をされておわびで行かれたときにも、結局今後つくっていかなくてはいけないことは前提としてあるわけですから、その辺の区の方々との論点整理ということも含めて具体的にそういう話があったのかどうか。その感情論ということを言われましたけれども、感情論というのは言葉では一くりにしやすいですが、合理的な論点整理というのは非常になりにくい。けども今後はそれが重要視されていくということであれば、当局としてどのあたりが落ち度としてあったのかなと分析されているのか、そこも含めて論点整理を、内部でもしされてたらそれもそうですし、上郷の区の方たちとの話し合いの中でもそういう話が出たということであれば、ぜひこの場でお聞かせいただければなと思えます。いかがでしょうか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 感情的なというのは、つまり決して悪い意味で言ってるわけではまずございませんで、それはそれで人間が判断をするのにいろんな論拠があるわけでありませから、何も絶えず人間は理性的である必要はないわけでありませから、そのことを否定しているわけではまずござい

ません。

ただ、そこを乗り越えないと施設を受け入れていただけないわけでありますから、そのお気持ちはまずそういうものがあるということを前提にしながら、どういうふうにしたら受け入れてもらえるようにお気持ちが変わっていくのか、このことに意をさらに用いていかなければいけない、そのように考えているところです。

最終的に感情論になったと申し上げましたのは、さまざまな反対論が出ました。でも、やがてそれらはみんな消えていって、最後は3度目だから嫌だ、嫌なものは嫌だ。それから、自分たちのところでなくてほかに持っていけばいいといった意見もいただいたこともございました。したがって、うまくその意味ではきちっと歯車が合わなかったというのはございます。ということでございますので、その気持ちの問題あるいは理でもって話す問題、それからそもそも対立している者同士が面と向き合って話し合うことによって心が通い合うということがあるわけでありますけれども、そのところがなかなか十分できなかったこと、そういったことがあるのではないかな、このように考えております。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

6 番岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 2点ほどお伺いいたします。

管理者を初め職員の皆さん、3年間取り組んでこられた努力が徒労に帰しました。この点から、この教訓から学ばれたこと、どんなことを感じられたのかというのを一つ。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） なかなかたくさんのございまして、つまり何を学ぶかというのはこれからにどう生かすかということが大切でございますので、その意味では山ほどございます。

先ほど来議論の中でお答えしたようなこともございますし、それから最初から私自身が直接対応すべきであった。実は来てもらったら困ると言われて、なかなか地区に入れなかったんでありますけれども、直接に話す必要があったということもあります。

それから、何とかお話を聞いていただくようなチャンスを設けて相当突っ込んだ議論をして、賛否は別として少しお互いの気持ちが歩み寄るといいますでしょうか、聞く耳を持っていただけるようになった。ところが、その次の段階に行こうとする間にまたやりとりしているうちに時間がたってしまって、次のときはまた一からであるというようなことがあったように思いますので、これからは時間がないことももちろん一方ではありますけれども、できるだけ精力的に議論を交わしていくというのが大切なのではないかというふうに思います。

それから、環境創造モデル地区というのはちょっと大変気取った言い方であって、地元の方々にずっと入りにくい面があったのではないかという気もいたしております。要は、処理施設を設けていくときに環境ということの切り口にしながら、生活環境も含めて皆さんの地区を一緒によくしましょうよ、そういった思いが率直に伝わるような表現なりあるいは訴え方というものが今後さらに要るのではないかな、そういうふうに思います。

また、とにかく例えば先進地であれ現に動いているものを見ていただくこと、そういったことも大変大切でございますので、その辺を例えば次にどっかの地区にお願いするのであればできるだけ早く、そしてたくさんの方々にバスに乗っていただくように、そういったことについて髪を振り乱してでもお願いに行くような熱意でもって取り組んでいく必要がある、そんなふう考えているところです。

今すべてのものを一々そういうふうに整理しているわけではございませんけれども、今後の選定方式の決定、あるいはそれから地区への対応の中でその都度過去を振り返りながら生かしてまいりたいと、このように考えているところです。

議長（青山憲司） 6番岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 私、議員になって9年が過ぎました。今まで行政の中で方針を決めて取り組んできたものが途中でとんざするというのは今回が初めての経験でございます。市長の不退転の決意が少なかったのかなというような思いもあります。これを踏まえると、次の用地選定、例えばこれがもう幽霊船のようにどこに行っても寄港地がない、こんなことにもなりかねないと思います。ぜひ次の用地選定については不退転の決意、これを持って取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょう。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） そのような決意で取り組んでまいりたいと思います。

さらに、候補地の選定につきましても相当さまざまな要素を検討した上で選定をしていく必要があるのか、このように考えておりました、先ほどご答弁申し上げましたように過去を振り返りさまざまな反省点を候補地の選定過程の中にも生かしてまいりたいと、このように考えているところです。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 山本議員さんの部分で答弁を保留しておりました分、お答えをいたします。

用地選定にかかわる費用ということでございますので、それに限って申し上げます。

13、14、15年の3年度にわたりましてコンサルに委託をしておりますが、これは私どもの組合が当時の1市10町の推進協の事務局として委託金を各市町からちょうだいをして支出をした部分でございます。合計いたしまして2,021万8,800円でございます。以上です。

議長（青山憲司） 本件はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩します。再開は2時45分。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時45分

議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、日程第2、施設候補地選定方式の検討について当局より説明を求めます。

施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、お手元の資料8ページをお開きください。施設候補地選定方式の検討についてご説明申し上げます。

この表は、一般論として考えられます3つの方式、すなわち直接決定方式、委員会方式、公募方式につきまして、今年度内における候補地の決定を前提にスケジュールとともに方式ごとに候補地決定までの手順を示しております。

それでは、方式ごとにご説明いたします。

まず直接決定方式ですが、この方式は住民から寄せられました情報や組合が独自に抽出します候補地の中から専門家のアドバイスを得ながら組合が直接候補地を決定する方式であります。

手順としましては、まず候補地選定範囲を本日この後の議論をもとに決定いたします。10月になりますと、候補地の選定を始めるに当たり選定概要として選定方法、評価方法、まちづくり地域振興方針、スケジュールを公表します。また、あわせて候補地に関する情報提供のお願いを公表します。このことによりまして、住民の方々は候補地選定が開始されたことを理解されます。10月から11月にかけて、住民の皆さんから寄せられた情報や組合が抽出しました候補地をリストアップしまして、第一次の選定により絞り込みを組合が行いまして、その結果を公表します。次に、その中から第二次選定によりまして候補地を最終的に選定し、評価します。

なお、この間の選定に当たりましては、選定方法等について専門家のアドバイスを得ながら進めることが適切ではないかというふうに考えております。

そして選定の結果を管理者に報告し、管理者は構成市町長の議を経て候補地を決定し、公表いたします。

この後は候補地となりました地区に対する交渉でございますが、説明会、視察、まちづくり振興についての協議が行われていくということです。また、同様に周辺地区に対しましても説明会等を行うことが考えられます。

次に、選定委員会方式でございます。この方式は、住民の皆さんから寄せられました情報や組合が抽出しました候補地の中から組合が第一次の選定を行い、その後、専門家、地域団体代表者、住民等で構成されます選定委員会を設置しまして、委員会が中心となり第二次選定、評価により候補地を選定する方式でございます。

手順としましては、候補地選定範囲の決定に続きまして10月には候補地の選定概要を公表します。また、候補地情報提供の依頼も公表します。そして候補地のリストアップも行います。また、選定委員会の委員選任を行い、11月に選定委員会を設置いたします。

そして、委員会にはまず住民の皆さんから寄せられた情報や組合が抽出いたしました候補地をもとに絞り込みました第一次の選定結果について報告し、選定過程等についての審議をしていただきます。その後、候補地の存在します地区の区長様には公表することを報告いたしまして、公表いたします。

次に、委員会は第二次の選定に向け選定基準また評価基準を作成いたしまして評価し、絞り込みを行います。そして、その評価結果を管理者に報告します。委員会によります評価結果は、構成市

町長会の議を経て管理者が決定し、最終的に公表します。この後行います候補地のあります地区との交渉等は、直接決定方式と同様でございます。

次に、公募方式であります。この方式は、組合が候補地の募集条件を示し、その条件に賛同される区が応募、立候補されます。組合は、専門家、地域団体代表者、住民等で構成されます選定委員会を設置し、委員会が中心となりまして施設の受け入れを希望し立候補されました区の中から最適の候補地を選定する方式であります。

手順としましては、候補地の選定範囲の決定に続きまして10月には候補地、公募の概要といたしまして公募条件、公募時期、選定委員会の設置、評価方法、まちづくり振興方針、スケジュールを公表いたします。このことによりまして、関係者の皆さんは公募に向けての準備が促進されるということになるのではないかと考えます。また、委員会の選任も行います。

11月には、組合は公募条件をまとめました要項を作成して公表いたします。また、選定委員会は応募された候補地を選定評価していくための選定基準、評価基準を作成して公表いたします。12月早々にいよいよ公表を開始いたします。公募期間は3カ月を予定しています。

組合は、公募を促進するために説明会を行います。翌年2月末に公募を締め切ります。その後は、選定委員会で応募されました候補地を選定評価するために応募者に対しましての聞き取り調査を行います。そして選定評価いたしました結果を管理者に報告します。管理者は、市町長会の議を経て最終候補地を決定いたします。これ以降の候補地のあります地区等の対応等は、選定委員会方式と同様でございます。

以上の3方式が一般的に考えられます候補地選定までの手順等でございます。以上でございます。  
議長（青山憲司） 辻施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 失礼します。先ほど説明がありましたどの選定方式を選択にするにしましても、共通します施設候補地の選定範囲についてご説明申し上げます。

まず、お手元資料の9ページをごらんいただきたいというふうに思います。選定範囲に当たりまして、ごみ・汚泥量の重心はどこかということからまず検討を始めさせていただきました。北但全域から排出されるごみ・汚泥量の運搬収集の効率の最もよい重心は、別紙1に算出方法を書いておりますが、計算上豊岡市奈佐地区の山中が重心地ということで試算されました。

しかしながら、現実的にはこのごみ、汚泥の運搬ルート、道路でございますが、直線的ではないものですから、さきの方法で求めました重心点、奈佐の山中でございますが、これには一致するとは限らないということがあります。このため、収集運搬効率の観点から、各町からの運搬ルート上運搬車が通過するごみ・汚泥重心点に近い主要幹線道路の交差点、福田、辻、森本、床瀬、この4つですけど、これにおける収集運搬効率を求め、これを仮の重心点ということで設定をいたしました。

この収集効率の計算の結果、別紙2に算出表を設けておりますが、この結果、福田交差点での収集運搬効率が最もよいという結果になりまして、本交差点を仮のごみ・汚泥量重心点と設定をいたしました。

施設候補地選定の範囲についてでございますが、福田交差点に重点ということでございますので、北但地域すべてのごみがあるというふうに仮に仮定した場合、そういう中で運搬者の走行時間等を考えまして、往復1時間程度が許容範囲内じゃないかという判断の中で、片道道路延長15キロというふうに設定をいたしました。そういうことから、施設候補地の選定範囲を最も効率よい福田交差点から同主要幹線道路延長15キロ県内の別図の施設候補地選定範囲図のとおりを選定をしたということでございます。

なお、別紙3にごみ汚泥量重心点から一定距離の範囲内におけるごみ・汚泥量の割合というのを添付しておりますけど、この範囲内におきましてごみ・汚泥量の占める割合につきましては、北但全員の約60%になるということでございます。

図面をちょっと説明させていただきます。

まず、真ん中に黒の丸印をしておりますのがごみ・汚泥量の重心点ということでございます。計算過程の中でしております座標軸ということで、ちょっと赤で実線で引いておりますが、南北に向かっているY軸、それから横に向かって、豊岡市役所を中心に横になってますX軸というのが赤の実線でしております。その次に、先ほど申しました福田の交差点を中心にとということで引きました選定範囲が赤の一点鎖線で囲っているところが今回提案しております選定範囲ということでございます。緑の円でございますが、ごみ・汚泥量重心点から半径10キロを引いた線がこの円の青い線ということでございます。重心で半径10キロと赤い一点鎖線の範囲と比べる意味でも、ちょっと引かせていただきました。それから茶色の実線ですけど、これにつきましては福田交差点より運搬ルート上における主要幹線道路延長が15キロの線ということでございます。

なお、この選定範囲につきましては面積でございますけど、ごみ・汚泥重心点半径11キロの円と相当するということでございます。大体面積的には360キロ平米ぐらいな大きさということでございます。以上でございます。以上、よろしく申し上げます。

議長（青山憲司） 以上で説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 先ほどもらったばかりで、細かいところまで全部見切れていない中でのお尋ねあるいはご意見になるんで大変不十分かなと思って、みずから手を挙げるのを半分はためらっておりますけれども、一つは管理者が先ほど適地は当局が合理的に判断して決める、選定に問題はなかったということを私に対して答えられたんですよ。そのことと、今、選定のやり方として3つの方式があるということをご説明をされるんですけど、このこととの兼ね合いが私にはまず一つはとれてないんです。適地は当局が合理的に判断して決めるのであれば、直接選定方式と、もう単純にこれでしょ。そのこととの兼ね合いが一つはよくわかりません。

それと、椿野議員に対してだったでしょうか、住民に対するこのごみの処理といいますが、そういうことに関する啓蒙なりそういう点で、もちろん組合が全部責任を持ってるわけではありませんから、管理者が責任を持つべきだということを申し上げたいわけではありませんけれども、構成す

る1市2町も含めてある意味では不十分だったと。さらに努力をせないかんという趣旨のことをお答えになられたんですけども、私は正直言って昨年3月だったでしょうか、一般廃棄物処理の基本計画といいますが、そのものが1市2町、さらにはこの北但という組合、それぞれが作成をしたということになっておるんですけども、正直言って各市町でどれだけ議論、検討がされたのか。ましてや住民的には残念ながら1年余りたっても全くと言っていいほどそのことを知っておる、あるいは知らせることが行われているとは思えないわけですし、さらに分別とかあるいは資源化ですとかそういうことが、これはあくまでも各市町の事務事業だというふうには思っておりますけれども、そういうことが非常に努力をされてるというふうには必ずしも言えない状況にあるんだろうなというふうに見ざるを得ない状況だというふうには思っております。

といいますのは、恥をさらすようですけども、この北但の広域の施設ができるそれを見ながら例えば分別の変更ですとかそういうことが手前で試行というか、そういうことがされるというふうな状況になっていくというのが実は香美町のつくりでありまして、全く動いてないんですね。私は、そこで管理者にぜひとも求めたいのは、少なくともあの基本計画をもう一遍それぞれの市町でしっかりと点検もし、住民のものにしていくということが一方で必要なのではないかなということと思うんですけども、その点についても伺っておきたいというふうに思います。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、直接決定方式にしても選定委員会方式も公募方式についても最終的に決定するのはこれはもう行政がみずからの責任でもってやります。直接決定方式と選定委員会方式というのは、要は行政が決定をするんですけども、もう行政の内部だけでやってしまうのか、それとも外部の方々の意見も入れて、それも形が見えるような委員会という姿をとって、その意見を聞きながら決めていくのかというこの差であります。その意味では、先ほど私自身が行政が最終的にみずからの責任において決定をすると言ったことと何らそこがあるものではございません。

公募方式についてもそうなんですけど、ただ、今回の上郷の経緯を見ても、要はこちら側がいいと思ってお願いをしても嫌だということだめになったわけですから、むしろうちならいいよというところばかりから選べば、少なくともその社会的な合意を得るということでは全く労力は要らない。現に既にそういうことをやっている他の市町もございますので、そのことを一つの選択肢として出したものでございます。

それぞれにその利害特質がございますので、公募方式の場合には社会的合意獲得の労力はほとんど要らない。それは応募する側が応募するまでにすべて済ませてしまうというふうな前提ですけれども、客観的な目を見たときにそれが本当に適地かどうかという面で担保するものがなかなかない、こういったことがございます。直接方式と選定委員会方式の場合にはその意味では行政側としての判断は担保されるわけですけども、社会的合意はやってみないとわからないというところに不安があるということではないかと思えます。

いずれにいたしましても、合理的な方法というのはたった1つということではございませんので、それぞれに合理性があるものの中でどちらがより妥当かということで選ぶべきものと、このように

考えております。

基本計画を市町で十分なものにするというのはこれは当然でありまして、もともと北但行政事務組合がやろうとしておりますごみ処理施設の設置管理も本来市町ですべきものです。ごみを各家庭から収集して運搬をして処理をするというのは市町の責任でありまして、その最後の部分の処理のところを共同化しようと言っているわけでありまして、ごみの減量化でありますとかごみの分別でありますとかというのは当然市町が一義的に責任を負うべきものであります。したがって、こんなことは北但行政から言うまでもなく、当然に香美町においてもなされるべきものと確信をいたしているところでございます。

議長（青山憲司） 2番山本賢司議員。

山本賢司議員 ちょっとあと留保させてください、2回。

議長（青山憲司） ほかに質疑はございませんか。

10番椿野仁司議員。

椿野仁司議員 10番、椿野です。私も今説明を受けて何をということじゃないんですが、ちょっと2点ばかり、一つは質問、一つは意見というか、まだ今お答えできないかもわかりませんのでまた後ほどで結構かと思いますが、一つは公募方式の中に、選定委員会方式にもありますが、まちづくり地域振興なるもののことがちょっと位置づけがございまして。これはせんだっての視察でもいろいろとお話をお伺いをいたしました、いわゆる公募されるところが、例えばその地域、地区がこういう施設を誘致するためにこういうまちづくり、いわゆる地域振興なるものを計画したいんだというふうないろんなプランをご提案なさるんだらうというふうに思うんですが、ただ、この施設がどういうものをもたらしてくれるのか、具体的に。例えば熱エネルギーをどのように利用するのかというようなこともちょっと事前にある程度わからないと、どういう提案をしていいのかわからないんじゃないかなということが、この間ちょっと視察をした中のいろんな地域から出てこられた地域振興プランみたいなものを具体的に見させていただくと、そういうところがちょっと何か欠けておったように思います。

ですから、このたびの上郷の折には環境モデルエリア構想なるものをご提案なさったわけですが、あれみたいなものを出されるのか。どちらかということちょっと私的には後出しだったような気がするんですが、もう少しその公募ということに例えばなった場合に、もしくはその選定委員会方式ということになった場合に、ほかにもあるんですが、直接決定方式もありますが、このまちづくり地域振興方針なるもののタイミングと、それからもう少しその事前にある程度この施設をこういう形で、例えば類似するような自治体ではこういう利用をやってきていますよというようなことも含めて、そういうことを事前に知らしめるということですか、提案をされないとなかなか自分たちの地域に照らし合わせて何ができるのかなということが具体的に提案ができない、やりにくいんじゃないかなというふうに感じましたので、その点をひとつお伺いというか、どういうおつもりをされてるのかなという、現時点でお伺いしたいと思います。

それから、あと1点はこの地図を見させていただいてちょっとはたと気がついたんですが、この



氷ノ山の国立公園、これがどの地区までかかっているのかなど。神鍋のスキー場あたりの山を全部国立公園というのが網羅しているのかな。それから、玄武洞公園というのはこの辺は右岸はたしか国立公園法というような法があったと思います。この辺もちょっと国立公園、国立公園ということであれば少しその建築に関して、建設に関してはかなり厳しい基準があるかというふうに思いますので、今ざくっと円をかかれただけです。そこまでまだ十分目をお通しになってないんじゃないかと思うんですが、現実そういうふうなことが起こり得るんじゃないかなということで、先ほど言いましたようにお答えができなければひとつまたその辺も十分確かめておいていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） このまちづくり地域振興方針というものでありますけれども、このこと自体をどういう形で公表するかはまだこれからの議論でございます。既に公募方式でやっていると見ますと、例えばもう現ナマ3億円差し上げますと。もうあとは何なとお使いくださいというようなことで公募してるところもございます。一体仮に私たちが公募方式をとるとした場合にどういう提案をするのかというのはこれからの議論でありますけれども、少なくとも現ナマで人の面をひっぱたくようなまねだけはしたくない、このように考えております。もちろんその財政的な問題も他方でございますし、そのことの議論も十分する必要があるなど考えているところです。

ただ、上郷についてお示しした際のエッセンスは十分そのまま活用できるのではないかと思います。つまり、少なくとも地域の中のその地区の生活環境をよくするというをやりたいと。具体的に何なのかは地区によって違います。道路について非常に強い関心があるところがあるかもしれないし、そうではなくともう野獣対策何とかしてくれというようなことがありかもしれないので、その辺は例示として例えば出して、例えばこういうもので地域の中の生活環境をよくしましょう。それから、環境への取り組みを最先端にということも柱の一つというふうに恐らくなるだろうというふうに思いますので、例えば自然エネルギーの利用について徹底するようなことを考えませんかとか、あるいは菜の花プロジェクトのようなものを今既にスタートさせておりますけれども、例えばそういうものを徹底してやるというようなことはいかがでしょうかとか、そういったものを例示をしていく必要があるのではないかな、こういうふうに考えているところです。

ただ、直接決定方式や選定委員会方式の場合に比べますと、公募方式の場合の方がもう少しより具体的なといいましょうか、突っ込んだものにする必要があるのではないかなと、こう考えておりますけれども、そこはまだ今後の課題ということでございます。

それから、氷ノ山でありますとかあるいは国立公園についてのご質問いただきましたが、要は今回お示ししているのはこれがマックスの最大の範囲内の中であって、そこからこれから省いていくものが当然出てまいります。何を省くかというのはこの3つの方式すべてに共通するものでございますので、まだきょうの段階では決めてないわけでありましてけれども、例えば当然のことながら国立公園の網がかぶっているようなところについては外すとか、それとか農振のような土地利用目的が行政的に定められている場合にはそれを省くとか、そういったものをこれから整理した上で打

ち出すこととなります。

それは既に上郷に選定したときにも同様の方式をやってるわけですが、同じような制限をかけるのか、もう少し緩めるのか。例えば前は農振は一律に外しておりましたけれども、途中の経過の中で木下牧場のあるところについては農振の網はかかっているけれども、おやめになるとなれば実質的には農振として維持する必要がないということからオーケーを出した経緯がございますので、そのようないわばもう現実に農地として完全に放棄されて、なおかつ農振の網がかぶってるような場合まで排除するのかどうかとか、そういったことの議論をしていく必要がございます。

いずれにしても、この今お示した線の範囲内というのは最大限の中で、そこからさらにふるいにかけていく、このようにご理解を賜りたいと思います。

議長（青山憲司） 10番椿野仁司議員。

椿野仁司議員 私は、国定公園、国立公園があるので、それはお考えにならない方がいいんじゃないかと言ってることではなくて、たまたま今日にしたんですが、ですがやはりその中にそれぞれの地区とかそれぞれの今一生懸命頑張っておられるいろんなところがあるかと思います。ただ、公募ということになれば、もしくはいろんな方法があるかと思いますが、そういったお話があったときに、今言う国定公園、国立公園だからあんたんとこはだめだよというわけには、いうことを言ってるのではないということだけちょっと考え直していただきたいと思います。要は、できることとできないことがあると思います。その中でもできる範囲でできることがあるかと思いますが、それだけはちょっとつけ加えておきたいと思います。以上です。

議長（青山憲司） 質疑の留保はございませんか。

椿野仁司議員 ないです。

議長（青山憲司） ほかに質疑はございませんか。

1番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 長瀬でございます。候補地の選定方式ということで、先ほど8ページで説明いただきました。この内容を見ますと、今までいろいろ候補地を選定し、評価点数をつけてきたというような経過があるわけですが、先ほど言われたようにもうすべてこれまでの議論したのは白紙ということで、改めてこのリストを上げてきて評価していくということの解釈でいいのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、それから今回は候補地がだめになったということだけであって、どこに決定するかかわからないわけですが、その施設的なものは、焼却方式とか規模の問題とか、そういうものは全く変わらないということになるのかどうか。立地条件によっては変わるということがあるのか。

それともう1点は、私、気になるところでございますが、こうしてごみ処理の問題は大変な問題としながら、今それぞれがやっとなる施設においてもそうでございますが、耐用年数が15年とか20年とかという短い年数で老朽化が進んでおって、改修が必要だというようなことが言われるわけですが、この今計画にある施設としては、そのときに議論はしてない、方式は決まってる、規模も決まってるはずだと思うんですが、十分勉強してないので教えていただきたいんですが、その

辺が耐用年数がやはりそんなもんなのかなと。5年も6年も議論してこしらえたものが20年ぐらいでまたどっかほかの地に考えて持っていかな、またその老朽化してから5年も6年も議論してまた次のとこを選定せないかんとというようなことが繰り返されるのかどうか。我々はその時分まで議会におるわけではないんですが、やはりその辺の長いスパンでの計画があるのかどうかということの心配をするわけです。そうせなんだら、せっかく矢田川のレインボーにおいてでも苦労してご無理言って設置したが、もう老朽化が進んで使えない。そしてまたこうして広域で願います。大変地元にはご苦労されるわけですね。そうしといてまた15年、20年になったら老朽化が進む。次のとこにまた大変ご無理を言わんなんというやなことになることはいかがなのかな。やはり今度選定する地においてそうじゃなしに、たとえ施設は老朽化してもその地でもう50年でも100年でもお世話になれるようなことになるのかどうか、その辺の考え方があるのかどうかと、それと先ほど気になっておりますのが、適地としてお願いして3年経過する中でまたゼロ発信になったとしながら、今度は目標の平成24年という到達点があるわけですね。そうすると、随分今までだったら16年からたとえ24年の目標であると長いスパンでいろいろと考えられる中で、今度はここからゼロスタートするとかかなり急がないかんとということで、随分逆に言えば無理な進め方をしなかったらいけない状態になるのが心配なわけですよ。十分地元を理解してもらい、議論してもらいというようなことがしなかったら、上郷の決してもう二の舞はしてはだめだと思いますんで、その辺がきっちりあるのかどうか。

そして24年として目標あるのは、他の施設が老朽化しとってどうしてもそこまでしかもたんというのなのか、いや、合併特例債を使うからその時点が必要なんだとか、その24年に設定しとるといのはどこの線でそこがあるのか、その点もお聞きしたいと思います。以上です。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、これまでの選定方式なり経緯を白紙に戻すのかというご質問ですが、白紙に戻します。全く同じ方式でやりますと、全く同じ結論が出てまいります。つまり何遍やっても上郷が1位に出てきて、2番目に森尾が出てきて、3番目にまた上郷が出てきてまいりますので、この同じ物差しでもってやることはしないという意味で白紙に戻します。

ただ、この最初に物差しをつくったときのエッセンスは当然生かされることとなります。つまり収集運搬効率が高いところがより得点が高いとか、あるいは造成の方の手間がよりかからないところの方が得点が高いとか、あるいは県道とかあるいは国道とかの幹線道路からの進入路が短くて済むとか安くて済むというのが得点が高いとかいったエッセンスは当然生かされることとなります。ただ、その配分であるとかあるいはその社会的合意の得やすさというようなことも新たな要素として入れることとなりますので、完全にすべてのものをもう水に流してしまうということではなくって、エッセンスは残しながら新たな要素を加えて、新しい選定基準を探していくことになろうかと思えます。

それから、施設の規模とか方式は変わるのかということですが、これは場所の議論とは全く別でございますので、方式は焼却、ストーカー方式であり、それから施設の規模は174トンということに

なります。ただ、かねてからお話ししてきましたけれども、この174トンというのは1年間に280日稼働させるということを前提に174トンということでございますけれども、実際に今新しい施設とが見てみますと、もう年間300日とか305日とか運転しておりますので、ごみの量が一緒であれば、稼働日数が多くなれば容量は小さくて済みますので、実際にその発注する段階でもし300日ということにするのであれば、容量は174トンよりも1日に当たりで燃やす量は減ることになります。

さらに、そのいよいよ発注するぎりぎりの段階までにさらにごみの減量化が進んでいきますと、その分を考慮してさらに規模を小さくすることができますので、その処理能力についてはまだ今申し上げたような留保している部分がある、こういうふうにお考えいただきたいと思います。

それから、これから施設がやっぱり15年とか20年のたびにこんなしんどい目をせなあかんのかというご質問もいただきました。

2つ論点があるかと思います。一つは、大体その炉自体が850度ぐらいの高温でやりますから大変過酷な状況でありますので、炉の寿命がどうしても来やすい。さらに、24時間連続運転の場合よりも香美町、新温泉のように常温に戻って850度に上がってというこれを行き来する方が実は寿命が短いと、こう言われております。したがって、新しいやつをつくる際にその耐久性を高めるようなことは当然メーカーの側に求めることになります。

それから、今までも適宜管理、保守点検をやってきたわけですけども、長寿命化を図るためにむしろ計画的に保守点検を入れていく。最近は橋梁とかでもそういった議論がようやくなされておりますけれども、長寿命化を図るための保守点検のあり方をやっぱり十分議論していく必要があるかと思います。これが一つです。

もう一つは、今の場合ですと現在の例えば豊岡でいきますと岩井では難しい、できない。そこで、別の場所を設けましょうと、こうなるわけですね。じゃ次のところはオーケーだといって、それが25年なのか30年なのか仮に長くもったとしても、それでもやっぱり30年後にはどっかに建て直さなければいけない。また一から場所選定をして、地元の人たちの反対運動が起きて議論をやるのかということがございますので、もし、一般的にはセンター方式なんていう言い方をしておりますけれども、一つの敷地の中でこちらの炉がだめになった場合にこちらの側にあいてるところに新しい炉をつくって壊す。そういったことのある場所があって、なおかつその地区のそういう合意が得られるのであれば、少なくとも場所選定の努力というのはもう未来永劫要らなくなる。そういったことがございますので、仮にそういう場所があるとすると高い得点になるということではないかな、そういうふうにあります。

いずれにしても、その炉の寿命を長くしてできる限り頻繁なやりかえをしなくてもいいように努力をすること。

それから、20何年かごとにそのときの行政担当者でありますとか議会がもう必死になって建てかえながらもやらなくちゃいけないということがないような努力がもし可能ならばやるということが必要でないかと思います。

それから、平成24年のこの門限についてでありますけれども、24年度といえますのは、今3つの

炉がありますけれども、大体二十四、五年ごろに寿命が来る、耐用年数が来ると言われています。ただ、この意味は、ある日ばしゃっと壊れるというような耐用年数ではありませんので、物理的にはまだ使えるとしても、実はその補修、維持管理費が急激に上がってきて、非常に非効率になってしまふというような経済的な面も含めた耐用年数であります。それがですからもう25年の春、4月に絶対かと言われるとそこはわかんなくてある程度の幅があるわけですがけれども、大体そのくらいにそろってくるという検査結果が出ておりますので、それならば24年度末までに施設をつくって、25年度から稼働しましょうということを言っております。

これがじゃ26年度稼働になったら絶対だめかということ、そこは今申し上げた修理の仕方では泳げないことはない。ただ、いつかもうこれ以上はだめだということが必ず参ります。

それから、もう一つは合併特例債の方の関係でして、平成27年度までしか合併特例債を使うことができません。これを過ぎてしまいますと通常のごみ処理の起債になりますので、交付税措置率がぐんと下がって、市民・町民負担がぐんと上がってまいりますので、市民負担、町民負担を低く抑えるという観点からいくと27年度がもう一つある門限である、こういうふうを考えております。現在はその耐用年数ということを考えて、25年稼働を前提に全力を尽くしていきたいと考えております。

そういうことでありますので、確かに急ぐのかと言われれば急ぐ必要がございます。上郷で相当時間をとってしまいましたので、私たちに残されている時間は極めて限られています。したがって、相当集中的なやりとりをする必要があるということが1点と、それからもう1点は、例えばここで公募方式というのが選択肢の一つで出ておりますけども、これはもう出てきた段階では地元合意はすべて済んでるというこういう方式でありますから、その意味では大変早いというメリットがあります。ただし、本当に適切と思うところから手が挙がってくるかどうかわかんないという問題があるわけですが、門限との関係でいくとこれは極めてすぐれた方式だろうというふうに思います。

ただ、あと直接決定方式あるいは選定委員会設置をする選定委員会方式の場合でもこれはもう時間がございませんので、例えば用地取得が早くできる場所なのかどうかということも当然ポイントの条件になってくるだろうと思いますし、こちら側から決めるとしても地区の側がうちに来てもいいよというような、例えばそういった声が添えられている場合には社会的合意を得る時間が短いということで得点が高くなる。こういったこともよくにらみながら、門限に間に合うような選定をしてみたい、あるいは選定して理解をいただくような努力をしてみたいと考えております。

議長（青山憲司） 1 番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 ご説明いただいてわかりました。ぜひとも限られた時間としながら、十分地元の理解を得てぜひ上郷の二の舞のようなことのないようお願いしたいとしながら、やはりそういう好まざる施設をお願いする以上はそれなりのメリットを与えてあげていただきたい。そうしなかったら、やはりその施設が来たためにまた大変だなというようなことにならないように、私はぜひとも

そういう点を考慮した、配慮した取り組みをしていただきたいと思います。以上です。

議長（青山憲司） 質疑の留保はございませんか。

長瀬幸夫議員 はい。

議長（青山憲司） そのほか、ございませんか。

17番升田勝義議員。

升田勝義議員 ここに3つの選定方式が出ておりますけども、これで20年3月ということでの方式も上がってきておりますが、私は大変ばらつきがあるのではないかと。この選定で手順的に皆それぞれ前後して同じようなことが書いてあるように思えるわけでありまして、多少公募方式だと、今、管理者の方からありましたように地元合意が云々と。いっても、これはまた地元は地元でそれぞれに時間がかかっていく。そういう点からして、このリミットはどうなんだと。この半年余りのリミットですべてのこの3つの選定方式をもって同じようにいくのかどうか。どう考えておられるのだろうか。

また、それに関係して先日も北但で視察を行いました。公募をやっている地域のところを見た場合、やはり地元に対する非常な資料の要求等々含めると、今の北但事務関係職員という意味において本当にそれで充足ができるのか。またそれは方式が決まってからということにもあるのかも知れませんが、そういうことができるのかどうかというふうに少し疑問に思っておるところであります。

そしてもう一つは、環境モデル地区構想というものが今回選定をする上において3つの方式の中で正面立って出て、そしてこういうモデル構想をもって選定をしないんだということを初めに前提をつけながら方式を決定をしていくのかどうか、この辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 確かに選定方式によりまして作業手順のばらつきは多分出てくるだろうと思います。ここは遅くとも私たちとしては今年度末には候補地は決定したいという思いを持っております。といいますのは、その後また環境影響調査をやり、やる前にまず地元の合意をいただき環境影響調査をやって、用地買収をやって、そこから建設にかかるということでございますので、24年度未完成から逆算いたしますともう今年度末が一つのぎりぎりのところだろうというふうに思います。ただ、その場合でも公募方式の場合ですともうあとの社会的動きになるわけですから、もういきなり環境影響調査に入ることもできるという意味で時間短縮ができます。ただ、用地買収自体は今度は地権者との話し合いですから、たくさん地権者がおられる場合とほんのわずかの地権者の場合とでも当然のことながらかかる時間が違いますので、相当なばらつきは出てくるものというふうに考えています。

私たちといたしましては、社会的な条件も十分考慮しながら、とにかく完成がきちっと間に合うような地区というのはどこなのかということをも十分認識しながら、選定を進めていきたいなというふうに考えているところです。

また、環境モデル地区に関するご質問もいただきましたけれども、要するに今回は最初から施設をお願いするときには一緒になっていい村づくりのために北但行政事務組合も構成市町も一緒になってやりますよ、応援しますよという姿勢をより明確に最初から出していきたいと考えております。

具体的に何が入るかは地区地区の状況によって違いますから、そこを一緒に議論しませんかと。そしてこういうふうにして村をよくしようという案を考えて、それとセットで、さてイエスですかノーですかというふうにご判断をいただくようなことを特に意識してやってまいりたいと、このように考えているところです。

議長（青山憲司） 17番升田勝義議員。

升田勝義議員 そこで、先ほど来から管理者は選定方式に対していろいろ点数の配分によってこれいろいろな議論がきょうまであったところですけども、そういう意味におきましては新たな視点を出せる人材、そういうものの中で選んでいかなければ、同じ目線でもってこの3つの方式にせよ取り組んでいったんでは、私はなかなか問題があるのではないかという思いがいたしております。この点もひとつ十分構成市町長会等々持って検討をいただきたいというふうに思いますし、それから先ほど同僚の議員からございましたが、私はきょうまで視察を通じまして、豊岡の市議会だけでも視察に行ったことがございます。会派で行ったことがあると思いますが、そういう中で長く使うことが非常にいいかどうか、私は疑問に思っております。やはり技術革新、ああいうプラントは一体的な設備であります。大きなプラントでございますから、技術革新ができたものをしっかりやっぱり取り入れる施設でなければならぬのではないかと。ですから、メンテナンスという意味においてはこれは日ごろの重要な問題ですけども、技術革新がある中でやはり技術革新がされたものを順次やはり取り入れていく。長く大事に使うというのも一つの方式でありますけども、これは物の大事さというそういう意味では大事でありますけども、特にこういう大きなプラントに値するようなもの、特にいろいろな諸問題を抱えやすいものについて、技術の革新を確定をしたものについては順次やはり積極的に更新をしていって、そして害といたしますか、一つでも安心安全が確保できるそういう組織。

そこで、管理者がきょう初めておっしゃったことだと。同じ場所で南側から北側とかね、とこでやると。こういうようなことを見据えながら、やっぱり私は進めていくべきだというふうに思っております。これは私の意見として申し上げておきたいと思っておりますが、今申し上げましたように環境モデル構想等々も含めまして、しっかり事務所体制をよく話し合っていたいただきたい。そして同じような進め方ではなしに、革新的な進め方をもっていつときも早くこの施設を完成をしていただきたい、このように思っております。

議長（青山憲司） 質疑の留保はございませんか。

升田勝義議員 はい、ございません。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 先ほど申しましたが、あと2つ我々は提案をいたしました。その一つは、ごみの資源

化、減量化のために市や町、それから産業界、市民の協力を進め、廃棄物処理費用の低減に努め、自然環境保護、地球温暖化防止に貢献すること。それからもう一つは、新温泉町、香美町、豊岡市の現在のごみ処理施設等を大事に使用し、拙速な新適地選定を急がず、廃棄物処理基本計画の抜本の見直しを行う。こういう提案をしてきたわけでありませう。

この中で、私のちょっと意見を述べさせてもらいます。耐用年数が来るからという理由で3カ所の施設を1カ所にする。大型にするという基本計画がつくられておりますが、本当にその計画が合理性があるのか、いま一度立ちどまって考える時期だと思えます。昨年は地元の合意に至らず、アセスメントの予算を流しました。本年は上郷区内の別の場所がいいといって、奈良谷が最適と言ってきたことを変更し、その後に地元総会で賛成を得られないという経過をたどってまいりました。本年の2月議会で、本年の計画は夏ごろには地元合意、秋にはアセスメント着手と言ってこられましたが、その時間は既に過ぎてしまいました。過ぎた時間を取り戻そうとして焦ると、よい結果は得られないと私は思っております。

耐用年数について、最も劣化が進むのは炉内の側壁であります。耐火レンガや壁材の取りかえはかなり早い時期から行われております。公開されている企業情報によりますと、ある会社が空冷壁パネルに取りかえることによりクリンカの付着を抑制し、連続操炉、操炉というのは炉を運転することですが、操炉期間の延長を可能にしたと自信を見せております。そして、さらに地方自治体の財政は逼迫しており、今後さらにその状態は悪くなる。施設の老朽化対策は新設から延命にシフトしていくとして、延命を図る改造、改良工事に全力を挙げる。さらに、焼却炉事業の新規物件の受注活動は停止するという方針を発表しております。私は時代を読んだ、大変企業家としてはいい方針を出していると思っております。

87トン炉を2基、合計174トン日量の大型炉を新たに建設するということを主要な柱としました基本計画は、私たちの提案にも書いておりますけれども、減量化、資源化を真剣にやることで過大な設計という誤りを犯すおそれがあります。財政面でも、合併特例債を使えば20年で約38億円安くなる。構成市町の市民の負担が軽くなると言っておられるわけでありませうが、豊岡市の財政状況も先般発表されました決算をみますと実質公債費比率が19.7%となり、健全ラインの18%を大きく割り込んでおります。こういう状態のときに、新たな借金をやって孫や子供に負担を押しつけるべきではないと私は思っております。

視察先で、無料の高規格道路ができたので30分以内で各地から到達できる。これは鳥取で聞きましたが、北但地域ではそうはいきませう。上郷が適地から消えましたので、管内視察の際、今の資料は上郷ということでやってきたわけですが、全但バスの運転手の協力を得まして区間の距離数を記録してもらいました。距離も相当なものでありましたけれども、かかる時間は山があり谷があり、そして収集作業があるということで、コンパスではかった簡単な距離計算ではかかる時間の計算はできないと私は思っております。というのは、1カ所のことそのことに無理がある、そういう地域であると私は思っております。そういう点で、この基本計画で1カ所というふうにするとしておることについては抜本的に見直しをお願いしたいと思っております。



また、組合の例規集、規約第3条で、広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ汚泥の処理に関する事務を共同で処理すると記されております。どこにも1カ所にするというふうには書いてないわけでありまして。共同で処理するというのが規約でうたっていることでもあります。

ごみの減量化、資源化については、中貝市長も私たちの申し入れのときに同感だと言われましたので、大変これはありがたいなと。お互いこの減量化、資源化については知恵を出し合ってさらに努力していきたいと思っております。

私は、水俣市は市民、企業、学校、各種団体と行政が心を一つに減量化、資源化に取り組んでいるという姿を現地で見させていただきました。大変参考にすべきまちであります。

8月20日に鳥取市に研修に行きましたが、汚泥を肥料にということで取り組んでおられるその様子がパンフレットで示されておりました。1999年度から施設を運営され、2000年度から販売を始められますが、汚泥の搬入量の約3分の1が製品化されております。そして毎年、15キロ詰めのだらして2万5,000袋から3万2,000袋が販売されております。コンスタントに販売されているわけでありまして。

管理者は、以前、汚泥からつくった肥料は人気がない。だから全部燃やすのだと言われておりました。一体これはどこの話なのか。農業県の鳥取県では、この汚泥からつくられた堆肥が大変よく使われている、こういう現実があるのであります。私は、肥料化を方針とすべきだと思います。

幾つかの点がありますが、この基本計画にうたわれております1カ所にする、大型化する、それから汚泥は全部燃やす、そういうふうなこと、やっぱりこれは抜本的に見直す必要がある。それから、現在の施設を延命させることについても、技術的にもかなり立派なものが生まれてきている。こういうことについては、やはりさらに経費を安くするために使うべきであると私は思っております。耐用年数が来たからそれで新たなものにする、つくるというふうなこと、そんなに気前のいい財政状態ではない。この財政状態のことも考えると、方針を抜本的に見直す必要があるのではないかと思います。答弁をお願いいたします。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 選定方式と直接は関係ございませんが、せっかくの機会でございますのでお答えをいたします。

正直言いまして、この期に及んで何を言っておられるのかという気がいたします。大型化というまず言い方そのものです。既に3つの施設が稼働していて、それを一つに合わせて小さくするというところでございます。既に豊岡市でも140トン、それであとの2つのものが40トン、38トン、それが合計174トン、さらに小さくなる可能性もございます。まず大型化という認識をぜひ改めていただきたいと思っております。ポイントは、3つばらばらにつくるのか1つにつくるのはどちらが得かということでございます。これについては、もう既に合併前の1市10町時代に議員も所属されていた町も含めてすべての市町議会が合意をして前へ進めてきたことも改めてぜひ思い出していただきたいというふうに思います。

また、そのときの根拠が、先ほども椿野議員のご質問に対してお答えしましたけれども、市民・

町民負担を下げるということ、それからダイオキシン対策を徹底するということ、さらに加えてエネルギーの利用効率を高めるということでございますけれども、そういった観点から進めようとしているものでございます。もし議員がそれはいけないとおっしゃるのであれば、ちゃんと私たちに對して根拠を持って反論していただきたいというふうに思います。私たちは、3つばらばらにつくるよりも38億20年間で市民・町民負担が安くなる、そういったことを申し上げてまいりました。そうすると議員は、38億高くなってもいいとおっしゃっておられるのか。それとも38億ってうそっばちだと、実際は変わらないんだとおっしゃっているのか、そのことを根拠を持って明らかにしていただきたいというふうに思います。

また、この38億は合併特例債を使うことによる安くなるものではございません。ばらばらにつくるものを一つにすることによって安くなるということでもありますので、さらに合併特例債を使うのか使わないのかという議論まで加えますと、合併特例債を使わない場合にはさらに約15%でありますから、100億円かかるとすると15億円、市民・町民負担はふえます。それが38億円にプラスアルファの市民負担、町民負担の増になります。それをあえてやろうとおっしゃる根拠は何であるのか。そのことを議員である以上しっかりと論証した上でぜひご意見を賜りたい、このように考えているところです。

それから、合併特例債の利用期限が平成27年でございますので、これを越えて28年度、29年度になりますとさっき言いましたように合併特例債が使えなくなってしまいますから、通常の起債を使う場合との差15%程度はさらに上乘せになってしまう。こういうことでございますので、議員も大変財政状況のご心配をいただきましたけれども、財政状況をご心配いただくのであれば、答えはむしろ一つにしようということになるのが理の当然ではないか、このように思います。

さらに、今からこれを白紙に戻しますと、これまでの3年以上ともやってきた努力はすべて全く水の泡となります。どういう処理方式にするのか、あるいは容量をどうするのかということもみんな共同して積み上げてきたわけですが、その努力もすべて水に流せというこういう議論になりますけれども、そのことを本当にお求めになるのか。しかも今から白紙に戻しますと、それぞれが改めて3つの適地なり、あるいは場合によったら香美町、新温泉は一緒にやるかとおっしゃるかもしれませんが、少なくとも複数の候補地の選定作業に入り、それぞれがその選定地との議論を重ねて時間を無為に過ごしてしまう。そういうことになりますけれども、そんなことを本当にお求めになるのか。そのことについてもぜひ見解をお聞かせの上ご質問いただきたい、私としてはそのように考えているところです。

また、規約なりをそのとおりに見ますと確かに1カ所にするとは書いておりません。しかしながらあの規約、つまりこの北但行政事務組合をつくる規約の前に当時の1市10町で1カ所をつくりましょうという合意をして上郷に選定をした後に北但行政事務組合はできておりますから、当然あの規約の読み方は1カ所でなければいけない、そのように考えているところでございます。

汚泥の利用方法についてもご質問いただきましたけれども、これについては私たちも大変大きな関心を持ちましたので、過去にもご説明申し上げましたが再度検討いたしました。ただ、汚泥の肥

料利用は極めて不安定である。その証拠に、現に全国で見たときに汚泥の肥料化の方法というのはほとんど伸びてない。むしろスラグにして建設資材として使うという方式が圧倒的にふえてきている。これも立派なりサイクルでありますので、私たちとしてはその方が安定性という面でもすぐれている、このように判断をいたしているところでございます。以上です。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 今、市長から根拠を示してくれというふうなお話であります。私は先ほど申しました一番よく傷むところを最新技術で直していくというふうなことによって延命策を図っていく。実際図れるというふうなことになっておりますから、新しく建設するのに百何十億ですか、200億近いお金をかけるというふうなことと比較した場合に一体どうなんですかね。改造費、修理費が大体例年のもので2億ぐらいじゃないでしょうか。それが先ほどの空冷壁パネルに変更というふうなことにすると10億程度のお金で延命できるとなれば、新たに建設することの10分の1程度の費用で延命策がとれる。大変これは庶民の負担を軽くすることができるんじゃないか。私はそう思って、こういう基本計画で気前よく建てかえるというのは一たんここで静かに考えてみたらどうかというようなことを言っておるわけでありまして。だからそういうふうな延命策が可能になったという時代なんだということ、このところをしっかりと見ていただきたいと思っております。

だから私も市民の負担が軽い方がいいに決まっております。これは市長もそうだと思います。これは同じ考えでありますからそういうようなことと、もう一つは減量化の程度が基本計画では本当に私から言わずと微々たる、人口の減少などと比べても本当にごみの量が減るようにはなっていない。もっと真剣な取り組みが必要。例えば数値目標を出して、50%減らすんだと。今から5年後には50%減らして、ごみの全体の持ち込み量はこれくらいにするんだというふうなところの設定ができてないんですね。自然減の範囲かなと思われる、そういう基本計画であります。ですから抜本的な見直しが必要だと言っているわけでありまして、このごみの量をもっと減れば施設の規模ももちろんでありますし、延命策をとることによって対応できる範囲でごみの適正処分ができると私は思っておりますから、そういう論拠で抜本的な見直しを述べておるということでありまして。

議長（青山憲司） 古池議員に確認いたします。ただいまは意見で、質疑ではございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 おかしな話でね、私がそっちに座るとればちょうど今の私の話がよかったんですが、市長が論拠を示せとおっしゃったから、私の論拠はこうですよという、大変申しわけないけど答弁のような話を発言せざるを得ないことになったわけです。これは管理者が問いかけてきたからであります。その辺は議長も取り計らっていただきたいと思っております。

そういうことで、この期に及んで何を言っているのかというのが管理者のまとめとしての答弁であります。私は、この期に及んで上郷でのこの経験を本当に生かすには、基本計画そのものを抜本的に見直す、そういう時期だと思っております。そのことが子や孫に対して責任のあることを、ああ、頑張ってもらったんだなというふうなことになろうと思っておりますので、将来への負担をいかに軽くするか。必要な施設でありますから、施設はやっぱりどっかに必要でしょう。こ

それは私も一遍にごみがゼロになるということは理想であっても、なかなか実現は難しいと思っております。だからそれにこたえていくためには一定の焼却も必要でありますし、あるいは再資源化、利用、そういうことも必要であります。そういうふうなことをいろいろ考えていくとやっぱり時代を読んで、このごみ問題大変大きな問題であります、ええ方法を見つけることができると思いません。

1カ所というふうなことは当たり前だとおっしゃいますけれども、規約に書いてない以上、1カ所でなくても、あるいは今3カ所ありますから3カ所を2カ所にするというふうなことで距離的な合理性が確保できるというようなことは、これはもう皆おわかりのことだと思うわけですが、1カ所にすればどうしても経費の負担あるいは環境汚染の問題、そういうふうなものが出てくると思います。そういう点で、1カ所にこだわらないということについても抜本的な見直しをしていただきたい。だから上郷での本当に長い3年間の経験が現在それを生かすそういうチャンスを与えていただいたと私は思っておりますので、ぜひ当局側もそのような判断をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 上郷区の皆さんからごみの減量化の徹底を求める声は確かにたくさんございました。しかし、そのごみの減量化のその度合いが少ないから反対だという論拠があったとは思っておりません。そういったことを言われる方もありましたけれども、174トンが160トンになってないからそもそも施設が反対だというふうなことで上郷が反対されたというふうには理解しておりません。そうではなくて、そもそもごみ処理施設が来ること自体についての反対論があったもの。このように考えておきまして、私としては別の議論ではないか、このように考えております。

また、仮に議員の言われるように北但行政事務組合を前提にしながら1カ所ではなくて2カ所にしてはどうか。こういった提案ございましたけれども、そういたしますと2カ所を考えるとすると常識的にいくと豊岡市内の1カ所、それから新温泉、香美町のものを1カ所というのが経済的合理性を考えるとそうなるかと思えますけれども、そうしますと仮に香美町、新温泉町で選んだ場所についても私は説得に行かなければいけない。つまり私は2カ所の場所の候補地について同様の議論を努力をしていかなければいけない。なぜそのようなむだなことをしなければいけないのか。しかも今からそうやりますと、当然施設自体の規模をどういうふうに配分するのかという議論がもう一度再燃をいたします。さらに、費用負担のあり方をどうするかという議論を最初からもう一度やり直す必要がございます。そしてそこからよっころしょと場所の選定作業に入って、なおかつ私は毎晩毎晩2カ所のところに行って地元の方々の説得をするという極めてむだなこととなります。

しかも、この3つを一つするというのはまさに規模のメリットをねらおうとしておるものでありますから、積算してみないとどのくらいの差になるのかわかりませんが、少なくとも2つつくるよりも1つつくる方が安い。逆に言うと2カ所つくるのであれば高くつくということでございますので、せっかくのご提案でありますけれども検討には値しないものと、このように考えております。

議長（青山憲司） そのほか、ございませんか。

9 番門間雄司議員。

門間雄司議員 ちょっとだけ質問させていただきます。

公募方式、選定委員会方式それぞれ候補地選定範囲というのは事前にお決めになられてまして、この一番最初に運搬効率の話からこの形をとられてるんですけども、先ほど来質問の中にありますとおり視察等いろいろお聞きする中で、特に公募方式に関しましては地区地区の事情もありますけども、なるべくそういった制約がない形の方が手を挙げていただける地区が確率が高くなるのではないかと。そこと経済の合理性のバランスというのが一番最初に苦慮されてるところだろうとは理解しておるんですけども、今の段階で公募方式の中でもある程度範囲を絞ってしまいますと地区の数も限られてきますし、ここで申し上げにくんですけども、もし公募方式になってさらに手を挙げてくれるところがあったとした場合に、先ほど来出ているスケジュールの問題に関しましても本当に取り返しのつかないことになりはしないか。その辺を事前にどういう形で今の方がやり方としてされたのか、ちょっと確認をさせていただければと思います。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） きょうはそういうご意見をいただくためにこの会議の開催をお願いしているわけでありまして、つまりこの3つの方式が理論上考えられるわけでありまして、いい面、悪い面がある。私たちは私なりに考えてまいりますけれども、議員の皆様がこれについてどういう判断をされるかということでありまして、議員が今質問の中で言われましたようにこの方式の弱点は必ず出てくるとは限らない。出てこないときにどうするのかということが一つ大きな弱点ではないかというふうに、懸念点ではないかと思えます。

さらに、手を挙げやすいところ、そうでないところを考えると、どうしても言われたように経済的に効率性のあるところではなくって、むしろ非効率な、もう過疎地でその利用方法もない、人もいなくなるというようなところから手が挙がってきやすいのではないかといいことも想像されます。そうしますと、施設運営の効率性で見るとそごが出てくるのではないかと。社会的合意を得る時間が短くなって、門限には早く到達できるという面がある反面、言われたようなマイナス面があるのではないかといいふうに思います。その辺も他方でもし公募方式をとったときに手を挙げていただけそうな、そこそこよさそうなところがあるかどうかというのもこの方式を選ぶかどうかの実には非常に大きなポイントになるのではないかといいふうに思います。もちろんまだどの方式にするか決めておりませんから、本当に手を挙げていただけるところがありそうなのかどうかってわからないわけですけども、その辺はできるだけ大きな耳を持ってアンテナを張って、ある程度ありそうだといいことであれば思い切って公募方式をとるといのも一つの選択肢ではないかな。その辺はまだちょっと私たちもはかりかねているというのが実態です。

議長（青山憲司） 9 番門間雄司議員。

門間雄司議員 それで先ほどの第1議案のときの上郷の方たちとの最終的な論点整理ということをお話を聞いたのは実はそういうところもありまして、当局としてどのあたりが一番のネックとなって

たか、障害となつたかというところの認識をどう受けとめるかによって、今の話にしても公募の方の中に入れるにしてももう少しハードルを下げた方が懸念が少し少なくなるであるとか、そういったことが当局側として、執行部局側としてどこまで議論をされてたのかなというところがちょっと確認をしておかないと、実際先ほどから話に出てますとおりその耐用年限の話、お金の一番合理的な限度の話というのもございますので、その辺、今この中だけだと少し聞きたいなというふうに思っております、それも含めましてここに載せたのか、それともそれも含めてもしここで意見を聞いていうことであれば、この意見を聞いた後に今後どういうスケジュールで、これ9月って書いてますけども、もうあしたから9月ですし、どういうスケジューリングで意思決定していくのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まずスケジュールでありますけど、きょうの議論も踏まえて、既に事務レベルでもあるいは市町長会でも議論してきておりますので、9月の中ごろには私たちとしてのその方針をまずは判断をしたいと思っております。その上で再度、これはこれから議会との調整なんですけれども、私たちはとりあえずこういう方式がベストだと思うということの判断した段階でもう一度議論をさせていただいて、そして9月の下旬には行政としての正式決定に持っていきたい、そういったスケジュールを今考えているところです。

それから、上郷との最終的な論点整理のお話ですが、正直言いましてそのような論点整理は区においてはなされておられません。したがいまして、お断りのお手紙はいただきましたけれども、なぜなのかということはそこには何も書かれておられません。採決をとったら否決でしたという、もうまさにそれだけのことでございます。

先ほどお話しした経緯でもおわかりいただけますように、総会そのものが実は2回流れております。これは反対の方々がそもそも結論出すこと自体が嫌だということで、総会自体の開催をボイコットされたことによって延びたということございまして、それが関係者の努力によってとにかくその答えを出さないということではなくて、イエスかノーかの答えを出すべきだという説得がなされて、そして歩みがなされて総会が開かれて、そしてどういう論点があったのかということの議論なしに結論を出されておりますから、そのような観点からいきますと論点整理はなされていない。こういうことです。

ただ一つなされたのは、区長のお立場であります。区長自身は、これまでの過去の経緯を見たところ、つまりこの施設に安全性上問題はないと、客観的に見てですね。そして地区の方でさまざまな反対論が出るけれども、区長としてはそこには合理的な根拠はないと。むしろつまり安全であって、問題はない。それならば、これを機会に地区の活性化の起爆剤にしてはどうかということで区長としての考えをまとめて、地区の皆さんに諮られた。その意味では整理のレベルはいろいろと議論があるかもしれませんが、提案者の側においては、つまり区長の側においてはそのような論点整理をなされておりますけれども、区として議論の中ではなされてなかったということでございます。

したがいまして、次へのどの方式をとるにせよ、最終的に決まった地区との話し合いの中ではまさに地区の人たちもちゃんと何が問題でどこが議論なのかということを経験した上で、その上で賛成か反対かという議論になっていくような努力をここはしなければいけない、このように考えているところです。

議長（青山憲司） 9番門間雄司議員。

門間雄司議員 そしたらあとは最後の質問だと思うんですが、これは少し要望になりますけども、例えば公募方式としてここに入れられるときに、この候補地選定範囲という枠を取っ払った場合とこの範囲をしたときの、今、経済、効率性、運搬経費が大きな割合という言葉で示されておりますけども、少しそのシミュレーションというものが欲しいなと思ったのが1点でございます。なぜかといいますと、その話を見た上で個人的な一議員としての意見からすると、公募方式には範囲をなくした方がより現実的になるのではないかなという話。あともう一つは、もし範囲を外したとすれば今のまちづくりという概念ももう少し大きな割合で入ってきて、少し非効率だけれども、つくらないといけないものだからお願いしますというスタンスが入ってくるとか、そういったことが公募方式としては視察した中では非常に印象に残ったものでございますので、ご検討なされるときにはそういったことも観点に入れていただいた方がいいかなというのが第1点です。

それからもう一つ、選定委員会方式をよく見ますと、第一次選定は北但の方でされるということが入っておるんですけども、これにつきましても理由はあるかと思いますが、選定委員会の方から第一次選定の方が少し時間がかかるかもしれませんが、透明性ということ言えば今回の経緯もございましてベターではないかなというふうに思っております。今の2点について、もし見解がございましたらお答えいただけますでしょうか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、この15キロというのはおおむね15キロということですから、必ずこの線から一歩でも出てはいけないということではございません。ただ、そこから大きく外れますと少々非効率どころではありませんで大変に非効率でありますから、仮にそういうところが手を挙げて選ぶことはできない。あるいはそこ1カ所だけだとしてもこれは大変困ってしまいますので、つまり市民負担、町民負担があつという間に上がってしまいますから、幾ら何でもそこについてはお断りすることになるだろう。そうするならば、地区の人たちが汗水流して地区の合意を取りつけてそして上げてきたところ、もうはしにも棒にもかからないということではかえってむだな努力といいましょうか、時間を費やしてきたことになってしまいますから、これについてはもうあらかじめ配慮しておく方がいいのではないのか、このように考えているところです。

ただ、これは15キロがいいのか16キロがいいのかというのは、そこについては明確な物差しがあるわけではありませんから、おおむね往復1時間というその人口重心から、あるいはごみの重心からおおむね1時間という丸い数字で設定をしておりますので、おおむねというようなことでそこは対処していきたいというふうに考えています。

それから、もう一つが一次選定の話ですね。ここのところはよくまた検討したいというふうに思

います。ただ、市民の方々から情報をお寄せいただきますと、相当数の候補地が出てくる可能性があります。例えば土地を自分で持っておられる方からの話があるかもしれません。地区の中では、もうあそこの谷どうだろうとって言うてくださる方もあるかもしれません。あるいは場合によって、例えば建設組合でありますとか宅建業協会といったようなその辺の情報に大変詳しい方々の団体の方にお願いをすると、あすこもある、ここもあるよということが出てくる可能性があります。そのたくさんあるものを全部選考委員会の人たちに出して、さあどうやって選びますかねって議論をやりますと相当時間がかかりますから、ある程度のふるいは行政側でさせていただいてもいいのではないかと。ただ、そのふるいの落とし方が適切なものかどうかのチェックはこの選考委員会で当然受けることになりますから、その段階で差しかえということもあり得ますし、それから選定方法自体に大きな欠陥があるということであれば手直しした上で改めてやる。どちらにしても、この選考委員会方式の場合のこの第一次選考はこの委員会のふるいといいたしましうか、チェックを受ける、このように考えております。

ただ、最初からたくさん仮に出てくるときにそこから最初にやってもらう方がいいかどうかというのは、改めてそれは検討させていただきたいと思います。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。管理者から、少し気になっておるのは矢田川レインポーなり美西なり、いわゆる通常8時間炉、このものが朝に夕にダイオキシン類を発生をし続けておる。大変現在も稼働している施設ですし、そこには当然関係者あるいは地域の皆さん方もいるわけですから、大変乱暴な物の言い方だなということの一つは指摘をしておきたいというふうに思います。

それで、9ページで後段で説明をいただいた選定の範囲というふうなことで、まだ検討段階だということでしょうから、その試算だとか仮のとか過程とか、こういう言い方にそれぞれがなっておるわけですがけれども、この辺はどの程度の重要性、先ほど来ここから外れれば外れるほど効率が悪くなって、最終的には住民の負担にはね返るんだという言い方もされておりますからあれですけども、どうも情報をいただく話が、つい先ほどあったわけですが、どういう方式でやるにしてもこの辺でやってほしいな、あるいはやりたいなというふうな、既に瀬踏みみたいなことで動きが起こっておるのかどうか。あるいは組合としてこのようなことを、もちろん公式には何もできない、やっていないということになるんでしょうけども、その辺はいかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、ダイオキシンに関して乱暴なというお話がありましたけど、この事実は直視していただきたいと思います。かねてから、なぜ24時間運転でないものにダイオキシンが発生するのかという理由は説明をさせていただきました。ダイオキシンは300度ぐらいの温度で物が燃えるときに発生しやすい物質であります。毎日8時間運転ですと、炉のスイッチを入れた瞬間はまだ常温であります。例えば今ですと20何度というような温度で、それが850度まで上がるときに必ず300度帯を通過しますから、この時点ダイオキシンが発生するのはむしろ物理的なこれ理屈であります。



850度のものをスイッチを切って、今度はそれが常温まで戻る間に再び300度帯を通過いたしますから、この段階でもダイオキシンが発生する。これもまた物理的な事実であります。だからこそダイオキシン対策というものが全国的に問題になったときに、24時間運転というものがいわば決め手として出されてきた。その理由は、24時間で例えば3カ月間ぶっ通しで運転すれば、その間に理論上はダイオキシンは発生しないということになるからであります。

したがって、そのことをいいか悪いかとかどう判断するかというのはもちろんそれぞれでありますけれども、これは事実は事実でありますから、しかもそのことに踏まえて一つにしようということが出てきた経緯がありますので、そこはぜひご理解を賜りたいというふうに思います。私は、何もだからといって香美町や新温泉の人たちがダイオキシンをもう頭からかぶっているということも申し上げているわけではありません。2つの施設もちゃんと施設基準に適合していますから、安全安心になされています。しかし、私が言ってるのはもっと根本的にダイオキシン対策をやるよとするならば、24時間運転ですよということを申し上げているところでございます。

それから、既に瀬踏みのようなことが始まっているかということですが、始まっているような始まっていないようなということだと思います。私自身ももう最近道を走っておりますと、どこかいところないかなというふうに見ますし、それから職員も当然そうであります。あるいはさまざまな方々から、あそこにこういったいい土地があるよというような情報も寄せられておりますので、そういうことがあれば職員はすっ飛んでいってどうかなということを見ておりますから、その意味ではもうアンテナは張り始めている。しかしながら、どこがいいかという比較考慮はまだこれからでありますので、選考方式を決めるまでの間はとにかく情報を集めるということになるのではないかと思います。

議長（青山憲司） 2番山本賢司議員。

山本賢司議員 その物理的な問題でダイオキシンが250度、300度台で発生をするということは、確かに事実の問題としてはないとは言いません、しかし、一方で分別をして原料になるものを投入しないということで発生を、もちろんゼロにすることは多分難しいと思いますけれども、抑えるということが十分可能だというふうに私自身は思っております。だからこそ分別をしっかりとやりましょうということだというふうに思っております。

さらに、逆に800度台、900度台、千二、三百度とかいう炉もあるということなんですけれども、そういう形で何でも燃やせるという。そこへ、今はもうストーカー炉ということでこの北但は機種のほぼ概要的には選定をしたということになっておるんですけれども、我々もあそこを見てこい、ここを見に行こうということでそういうものも見てきた経過もあるわけですよ。このたびの視察の中でも、やっぱり例えば廃プラスチック、こういうものはやっぱり別にしようよというのが大きな方向だというふうに思いますけれども、いやいや、当然エネルギープラントだから、この廃プラスチックは大切な熱源として燃やすということを計画の中には入れてますという話ですとか、あるいは炭化というふうなものについてもこれに廃プラスチックをコーティングすれば石炭と同程度のカロリーが得られるんですというふうな話ですとか、技術的にはいろんなことがあるということな

んだけれども、本当にしっかりと分別をして最終的に始末できないものだけを処理しようということで行くのか、何でもかんでも炉の中にほうり込んだらええと。もっと言えば、24時間運転するためには一定量のごみ量は必要なんだというふうなところへ行くのかどうかということが逆に改めて今問われるという状況になりつつあるというふうに私は思っておるんですけども、いかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） ちょっとよくご趣旨がわからないんですが、プラスチック製容器を分別するというのは現在やっているところでありますし、当然新施設ができた後でもこれは1市2町でやっていかなければいけない。やっておらないところがあるのであれば、それはお互いしっかりと徹底していく必要がございます。ですから、そのことと例えば施設を一緒にすることとか、24時間運転との間には何ら論理的な関係はないように私としては思います。

それから、施設を大きくして24時間運転をすると一定量のごみを集めなければいけないのかというご質問ですけども、そんなことは全くございません。24時間運転のもとでも、ごみが減ればそれはそれで構わないわけでありまして。つまり24時間で1時間当たりの燃やすごみの量が減るだけありますから、24時間運転するからといって8時間運転の場合とは異なってごみの量が一定量必要になるということは全くありません。そこはぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

もし言われているとすると、過去の議論から想像いたしますと、つまり事業者任せると事業者は金もうけせなあかんからごみ量要るんちゃうかという、そういう議論のことではないかと思えますけれども、そういうことであれば8時間運転から24時間運転とは全く関係なくって、要はDBOでやるのかそれとも従来型の公設公営方式でやるのかというこれは別の議論ではないか、このように思います。

議長（青山憲司） ほかに質疑はございませんか。

5番伊賀央議員。

伊賀 央議員 豊岡の伊賀央です。お疲れとは思いますが、もうしばらくお尋ねをさせていただきたいと思えます。

これは当局側にまたぜひお伝えをしたいなと思って聞いておりましたんですが、やっぱり今回のこの一連の問題について振り返って考えてみますときも、やはり急がば回れという言葉がぜひ心におとめ置きをいただきたいと思えます。これは当局側に申し上げるべきことではないのかもわかりませんが、実際のところきょう初めてこの資料を議場でお配りをいただいて、これはまた後ほどぜひなげきょう提出ということになったのかという部分についても少し確認をお願いしたいと思えますけれども、今ずっと議論をお聞かせいただく中で、なかなか一遍には頭に入ってきづらいというような部分もございまして。こういったことも含めて、ぜひ十分な説明ということで今後とも意を用いていただきたい、最初に申し上げておきたいと思えます。

例えば中奥課長の方からご説明の文言の後で、この候補地選定範囲の決定というこの部分については、この3方式に関係なくこの後のこの議論をもとに決定をさせていただきたいという、こういう概略そのようなご説明もいただいたと思うんですが、さりとて、先ほどさきの議員のやりとりの

中にもありましたが、私もまるっきり同感で、ごみの汚泥量重心点、これはわかるにしても、いわゆる9ページの4番目「施設候補地選定範囲について」というところの2行目あたりから「さらに本交差点から搬出先までの往復時間は1時間程度が妥当である仮定した場合、本交差点からの片道道路延長は15キロメートルとなります」という、その1時間程度が妥当である仮定した場合、これ文章も多少おかしいのかな、妥当であると仮定した場合ということであろうかと思うんですが、それで先ほどのそのやりとりの中で管理者の方からもいわゆるご説明があったところで、おおむねという、おおむねで対処したいんだというご説明もありましたけれども、やはりこういったことに関しては、じゃ例えば1時間ならいいけれども1時間半ならなぜだめなのかというような、つまりそれは何があるかという、私も先ほどの論点とまるっきり一緒なんです、例えば公募方式になったときはなるべく門戸を広く広げておくべき必要があるのではないかというふうに思います。

というような兼ね合いの中で、例えば今の疑問に対してやはり明確に数値的な根拠をもって、だから1時間、おおむねということではありますけれども、それが大変難しいこともよく理解するんですが、その1時間とした過程の論拠は何かということをはっきりさせるような資料もやはり提示をいただきたい、こんなふうな感想を持ちました。

半ば八つ当たりの、つまり3回の質疑の中でこういういわゆる質疑の部分と、それから管理者の方からお話がありましたように、私たちの思いをいろいろ聞いた上で今後の決定に役立てたいという部分も一緒に入ってまいりますので、お尋ねする方からしたら非常にやりにくいということをぜひ議連の皆さんにこの場をおかりして申し述べておきたいというふうに思います。

したがって、非常に論点がぐちゃぐちゃしてしまうんでありますけれども、さらに例えばその部分においてもう一つお聞きしておきたいと思うのは、率直にその公募方式に対する当局側の評価、これについて、つまり私どもはさきにいわゆる議会としてこの公募方式を中心とした視察を行ってまいりました。そこでいろいろと、それぞれ各議員感じるところはばらばらであったかもわかりませんが、一定やはり公募方式というものの持つ意味、あるいは意義というものを勉強させていただく中で、これはこれで一つ意味があるというふうに私は認識をいたしておりますけれども、こういったことに関してまず率直な当局側のご認識をこの際ぜひお聞きしておきたいと思います。

それと、もう一つご確認をお願いしたいのは、ここでうたわれている直接決定方式、今回の新たに一度白紙に戻してもう一度スタートさせるとする場合の直接決定方式なんです、この場合における今回管理者が冒頭に表明をなさった、つまり施設受け入れについては区の同意がなければ決して無理に走っていきませんよ。これはこれでいわゆるその地域の自治を大切にすることを大変大切な観点だと私は思っておりますけれども、これについて今後どのように対応されるのか、これについても一度ご確認をしておきたいと思います。お願いします。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 私から、公募方式についての評価に対するご質問にまずお答えをいたします。

これはもう先ほども別の議員のご質問にお答えしたところでありますけれども、いい面と悪い面とがある。いい面というのは、もう社会的な合意についてがすべて地元の側で整えた上で出してき

ていただきますので、これが本当に応募があるとするならば、上郷に3年1カ月間要したわけでありませうけれども、この時間が全く要らなくなってくるという面が大変プラスである。しかも、もう受け入れていいよというお気持ちで臨んできていただきますので、後の協力関係も非常にスムーズにいくという面がございます。

他方で、本当に手を挙げていただけたところがあるのかどうか、もしなかったらどうするのかといった不安があります。あるいは手を挙げていただいたとしても、大変遠くのところで条件が余りよくないところばかりだといえますと、他方で客観的な目で見ているところがあるのだから、手を挙げているところがそうでないところばかりだというようなことになったときに、施設運営上大変大きな支障を来すこととなります。これがマイナスだろうと思います。

したがって、どこか手を挙げてくれそうなところが本当にありそうだ、あるいはそういう予感がする、よさそうなところからもありそうだというようなところが見込めるのであれば、公募方式をとるというのも一つの有力な選択肢ではないのか、このように考えているところです。

1時間云々の話はまた担当の方からお話をいたしますけれども、ただ極端な話、例えば浜坂の一番西の端のところから手を挙げられてここしかなかった場合に、本当にそこに頑張るのかと。最大の人口を持ってあります例えばこの豊岡市民のごみを鳥取県境まで持って行くのかとなりますと、これは余りに非現実的な話でありますから、北但をすべてをカバーする中で場所を選ぶというのは作業効率から見ても余り意味があるとは思えない。そうすると、どこで線を引きますかねということを出したのが1時間というものでございます。1時間の根拠は後ほど答弁をさせていただきます。

それから、区の同意についてでありますけれども、これは改めて十分慎重に検討したいというふうに考えております。一つには、時間が迫っているということがあります。あるいは上郷の場合の論理は、村人の一員として入れさせてくださいということのお願いでありますけれども、例えば土地所有者が既に構わないというようなことが仮にあった場合に、つまり上郷の場合には土地所有者自体の中にも反対もありましたし、やってみないとわかんないところがあったわけですが、既に区の一員になっている方がオーケーと言っているような場合にまで区の了解というものを絶対条件にするのかどうか。もちろん地区の了解、理解を得るためのとことん努力するという姿勢はもちろんでありますけれども、絶対条件にするかどうかはその地区地区の状況によることがございますので、そこは今後慎重に検討したいというふうに考えております。

議長（青山憲司） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 1時間ということの根拠でございます。我々考えましたのは、実態といたしまして、ごみ収集運搬車が実働収集と運搬に当たっております1日のおおよその時間が6時間程度というぐあいに見せていただいております。もちろん朝の準備であるとか、帰ってから洗車をしなきゃならないであるとかいろんな時間がございますから、実際に出て行って収集をし、運搬をし、荷おろしをして、またそこである程度洗車をしてまた次の収集に回っていくというこういうことを考えますと、大体多くて4回、少ないのが遠方の場合1回というのが当然あると思いますけど、4回とか2回とかというのが通常の例かというぐあいにこの近辺ではとらえております。そうします

と、3回ぐらいが限度ではないかなと、こう考えたわけでございます。

したがって、収集をして回る時間、当然ステーションごとに動いていかなきゃなりませんからその時間も要ります。パッカー車に入れる時間も要ります。そういうことを考えますと、おおよそ1時間がそういう時間に当てられるのではないかと。とすると、残り1時間が運搬に要する時間と、こう我々考えて、大体信号もございまして渋滞というような状態もありますし、平均すれば時速30キロぐらいの程度のスピードで走るのかなと、こういうことで逆算をいたしますと、片道大体15キロぐらいが効率的な範囲におさまるのではないかと。道路の延長の距離でございますけど、そういうふうな考えで15キロということを出した、1時間ということを出したということでございます。

議長（青山憲司） 5番伊賀中央議員。

伊賀 中央議員 おおよそ1時間というご説明をいただいたんですが、よくわからないというか、一方で別紙1、別紙2、別紙3、それぞれずっと試算をいただいております中で、その中で引っ張り出されてきた数字なのかなという理解をする中で、各地点のポイントポイントが。それと、今のその1時間、つまり収集効率的なことていくなれば、それなりの論拠をもってはじき出されたのならわかるんですが、今のは本当におおむねという感じでのご説明だったと思うんですが、そういったことも何か数値で裏打ちをされて出された方が、よりはっきりと公正な形でこのエリアがやっぱり一番妥当なんですよという1市2町の住民の理解が得られやすいのではないかという思いから発言をさせていただいております。またこれについては、ぜひさらにご検討を求めたいというふうに思います。そういった数値で、何か論拠になるようなものをお示しをいただくということが不可能なのか可能なかどうか、これについてもまたご答弁もいただければと思いますし、またご検討もいただきたい、このように思います。

それから、公募方式については再度のご説明をいただいたことになったかもわかりませんが、ここら辺がつまり私の思いと質疑的な部分とがぐちゃぐちゃになってしまうんですが、私はこの間視察した先の公募方式を勉強しながら感じたのは、行政として余りにも手を放し過ぎなんじゃないか。もう土地の選定からその周辺同意に至るまで、とにかくもう全部条件をそろえて持っていく。非常にどっちかという私は高飛車な行政を少しそこにおいとしては感じたということがあります。そうなった場合に、何を念頭に置かれたかわかりませんが、中貝管理者の冒頭の表現の中でも応募する側が済ませてしまう、社会的合意についてというようなご発言もありましたし、先ほどの今の公募方式の評価というところでもその同じような流れでご答弁を聞かせていただきましたけれども、これについてはやはり行政側として、組合としてももう少し応分のというか、汗をかく負担というか、こういったことについても私はまだまだ考えるべきところがあると思います。そこら辺について、この今の公募方式についてこの1行の枠の中だけしか今の時点での公募方式に関する意思是表明されておられませんので、ぜひこれについてのご認識をこの際お聞かせをいただきたい。

つまり裏を返せば、この公募方式の中でももう少し積極的に行政が、例えばその周辺地域に対する十分な説明でありますとか、あるいはもう少し言ってしまうれば例えば受け付け期間3カ月、これも

もう判で押したようにこの間の視察先と同じような期日を設定されておりますけれども、これも実際の視察先では大変きつい時間設定だったというようなご説明もありました。逆算する中で、どうしても20年3月まで、平成19年度中に上げてしまいたいというその思いは理解はいたしますけれども、この部分についても先ほどの急がば回れというようなこういった観点がやっぱり必要になってくるのではないかと、こんな思いもいたします。

例えば20年の3月の公募方式を見てみますと、実にたくさんの項目が選定委員会、応募者ヒアリングの実施から始まって評価基準に基づく評価、結果を管理者に報告、構成市町長会の議を経て管理者が候補地を決定、これを公表し、該当区説明開始、まちづくり地域振興協議説明会、それから周辺地区への説明と盛りだくさんにこの3月の中に入ってるんですが、どう冷静に考えても果たして本当にこんなことができるんだろうか、こういう思いも私の思いとして持っております。こういったところも、例えばここで無理やりこの期間の中でどうしても上げてしまうのではなくて、例えばもう少し後ろにずらしてでも公募方式のより地域住民の主体的な取り組みの中で進んでいくような、そういった考え方が、この後どう転がっていくかは別にしても私としてはそこら辺がやっぱり認識としては必ず必要なのではないかという思いがありますので、今お伝えをして、それに対するご認識をお伺いをしたいと思います。

例えばそれでいけば、もう少し細かい質疑的なこととなりますけれども、真ん中の選定委員会方式、これも先ほどのさきの議員とのやりとりの中で何か認識としては似ているのかなという思いもするんですが、例えば真ん中の欄の候補地選定（二次）基準、評価基準を作成とあります。これも時系列でもし理解をとするならば、組合として候補地選定（一次）が終わった後にこの作業が出てくるという理解でいいのか。何が申し上げたいかというと、第一次の候補地が決まった後でさらに候補地選定の二次基準、評価基準をこの後で作成するとなると、例えば何かどっか持っていきたいところに合わせて基準を作成するんじゃないかというまたやばな、やばなというか先走った疑問が出るということも十分可能なのかな。それでいけば、その前の時点で例えば二次基準、評価基準を作成するというのも考え方としてはありなのではないかと思いますが、この私の考え方は間違っているのか、これについてご指摘をいただきたいと思います。済みません、とりあえずお願いします。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、確かにすべて耳をそろえて持ってこいという言い方をしますと、言われるように高飛車な感じがするかもしれません。ただ、公募方式自体が採用されたのは、要は行政の側から決めていって、地元と話し合いして苦しんで苦しんで結局だめであったと。もうあんな迷惑施設はみたいなことで声を浴びせられてる。そうではなくて、もうそんなにおっしゃるならだって希望するところもあるでしょうというような、そういった雰囲気はバックにあったんじゃないかと思います。私たちはそんなやけのやんばちでやろうとしているわけではございませんので、仮に公募方式をとるということになればさらに詳細に検討を加えることとなりますので、どこまで実際に公募の中に盛り込むのか。つまりもう100%地権者と地区の同意と隣接地域の同意を持ってきてくだ

さいよというところまで求めるのか。あるいは今議員が言われたようにもう少しそこをやわらかくするのか、その議論はしっかりする必要があろうかと思えます。

他の事例は、もうかなり相当高いレベルのものを求めてますけれども、もしやるとして私たちがそうするかどうかはまだこれからだと。ですから、きょうは基本的な枠組みのところでのご意見をお聞かせいただき、判断をしていきたいというふうに考えているところです。

それから、3カ月という数字も本当にいいのかどうかというのも、もちろんこれは今後さらに詳細な検討をする必要がございます。これもですから仮に公募方式でいくとなったら、再度もう一度それを頭の中でシミュレーションをやりながら、この3カ月という時間帯で本当にいいのかどうか。それもどこまで求めるかによるだろうと思えます。もう猫一匹まで賛成するまでというふうになりますととても時間が短いということになるでしょうし、もう少しアバウトな合意でいいですよとなれば時間が多少短くてもいいということになるでしょうから、そこはしっかりと議員のご指摘の点も踏まえて検討させていただきたいと思っています。

それから、基準の問題も実は大変難しいものがございます。伊賀議員の言われましたように、候補地が例えば5つぐらいに絞られてからそこから基準をつくると、特に選ばれたところがうれしくない場合にはうちを選ぶためにこの基準をつくったのではないかといったことが、議員の懸念するようなことが当然起こり得ますので、これはマイナス方面ではないかと思えます。

ただ、事前にどんな候補地があるのかわからずに頭だけで基準をつくっていきまると、理路整然と間違えるということが起こり得ます。つまり個々の部分部分、パーツパーツの物差しでいくと高い点なんだけれども、どう考えてもこの地区は難しいでというようなことがあるかもしれません。そうしますと、つまりある程度の結果も想像もしながら、しかし公平性も確保しながらという、その辺のバランスをどうとるかというのが、ここがなかなか難しいなという気がいたします。したがって、これまた選定委員会方式をとる場合には議員のご指摘の点もよく踏まえながら、その時間の前後をどうするのがいいのかはさらに詰めてまいりたいと、このように考えています。

議長（青山憲司） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 選定範囲の件でございます。根拠のある数字を示して、住民の納得いく説明ができればということでございますけれども、実は非常にこれは苦労して我々編み出したといえますか、考えたものでございます。単純に別紙1でごみ・汚泥の重心点、これを出す計算は、これはもうご理解をいただけたと思います。じゃそこから単純にもう円を描いていったらどうだいという、それはもう単純に円を描けます。それも一つの円が、10キロの円がここで青で囲った円でございます。じゃこの範囲にしようか、あるいは12キロにしようか、15キロにしようか。15キロになったら日本海まで行っちゃうじゃないかと、そんなことのいろんな議論を重ねる中で、実際現実的にごみの収集を考えると、やはり道路を通るじゃないかと。そういう中で重心に近いところの交差点を選んで、そこを仮の重点点というぐあいにとらえて、そこから先ほど言いました考え方のもとに1時間という数値を考えて、その線を結んでいったということでございます。これは1時間が適当なのか1時間半が適当なのか、あるいは2回だから運搬には2時間かけれるよとかいろんな議論があ

ったわけでございますけれども、過去の7地点を選んだ場合のときはこういうことはしておりません。北但全域から選んできておりまして、そして結果として運搬、収集を選んだ地点で計算をして、その選んだ地点の運搬、収集のいいところが上位に上がってきたということで、後づけで収集運搬効率が計算をされております。

今回は、それを逆に考えて何か範囲を狭めて、北但全域からではなくってやっぱり効率的に場所を選べないのかと、こういう発想をしたわけでございます。

ちなみに、たまたまこれで見ますと7カ所もこの範囲内におさまっておりますし、そこに書いてありますようにごみ、汚泥の量も6割程度はこの範囲内で集められるということですので、妥当なものだと我々は考え出したということですのでぜひご理解を賜りたい、こんなふうに思っております。

議長（青山憲司） 5番伊賀中央議員。

伊賀 中央議員 これが最後ですね。その今のご説明も理解をしようと思いますが、例えばこのエリアでごみ、汚泥の60%になりますというんですが、例えば1時間半まで広げりゃもっとパーセンテージが上がってくるわけで、よりいい条件も出せるわけで、つまり事ほどさようにその表現でいろんなことができるのかなというふうにも思ってしまうりもするので、したがってなるべくそういった数値によるわかりやすい説明をぜひ求めたいということで申し上げたところでございます。

無理からどこでもというか、先ほど管理者からもお話がありましたけど、西の一番端っこに果たして本当にやるのかどうなのかという、そういう議論ももちろん理解はするところでございますので、なるべく住民にとってより公正な目で思料ということでお考えをいただきたい、このように思います。

それから、冒頭申し上げながら聞くのをすっかり忘れておりましたが、なぜこの資料が当日配付になったのかというこのくだりについて、どこの部分に時間がかかったのか、これについてもいま一度お尋ねをしておきたいと思います。

それから、少し話が飛ぶんですが、先ほど特例債のお話がありました。不幸にもというか、実質公債費比率の部分でいわゆる豊岡市の方が県に適正化計画を求めるといような先日の新聞報道もありましたけれども、これとその特例債の発行とは特に影響がないのかどうか、その部分について、北但行政そのものが起債を起すわけではないんですけど、そこがどういう位置づけになるのかもあわせてご説明をいただけたらと思います。

それから、もう一つこれもうっかりしておりましたが、先ほど管理者の方で地区の同意についてということで、少し新たな流れが出てきたのかなと思います。これについての評価は、私も少し留保させていただきたいなと思います。つまり一方で今回のざくっと大枠でこの社会として見た場合、例えば行政が一つポイントを定めるとどんな状況があろうともとにかく前進してやってきた、今までいろんなことを。それは全国的にも多くの社会問題を引き起こしたり、例えば干拓の問題でありますとかあるいは必要のない道路でありますとか多くの問題を今まで起こしてきた。その中で一つの問題提起として、地区が受け入れに同意しない場合はそれ以上進まないというのは、いわゆる先



ほど少し申し上げましたけども、いわゆる地域の自治と申しますか、住民自治と申しますか、ここがいわゆる踏ん張れる一つのポイントでもあったというふうに、逆の面から言えばそういうポイントであろうと思います。

ところが、一方でどうしても必要な施設、あるいは行政として責任を持ってつくらなきゃいけない施設が前に行かないというこういった部分、もうご案内のとおりでありますけれども、というようなポイントがまさしくこの地区の同意ということであったろうというふうに私は認識をいたしております。これについて、市長の方から今後慎重に絶対条件とするかどうかというご意見というか、ご披露があったわけであります。したがって、この部分については私ももう少し慎重にいろんな角度から評価について考えさせていただきたい、このようにこの場で申し上げておきたいと思っております。以上です。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、合併特例債はそれぞれ構成市町が発行して、それから北但行政事務組合にそのお金を出すというこういう仕組みになりますので、この起債に関する実質公債比率への積算はそれぞれの市町で行うことになります。

ただ、きょうの議論にも関係するんですけども、交付税の措置率が非常に高い合併特例債と、27年と門限を乗りおけてしまっただけでその後に起債を発行する場合には当然のことながら実質負担は大きく変わってまいりますので、財政的な意味はもうこれは決定的に違うということはお理解を賜りたいというふうに思います。

それから、その地区の同意云々かんぬんについては、もう私自身もまだ明確なものがあるわけではございませんので、今後さまざまな状況も検討しながら、それから上郷区での対応のことも再度思い返しながら個別の地区に即した判断をしてみたい、こういうふうに考えているところです。

地区の自治を尊重するという態度は極めて大切なことでもありますので、あくまで地域の同意を得るということは、これにとことん努力するというのは、このこと自体は変わるわけではありません。ただ、他方で門限の話をしていまして、その地区の例えば今回上郷の場合には4分の3という指定をなされたわけですが、そうすると地区の4分の1の方の反対があればこの地域すべての住民の関心事は否決をされてしまうということも現実にあります。こういったことをどう考えるかということとは、やっぱりしっかりとこれは市民との関係あるいは町民との関係でも議論をして結論を出していく必要があるかというふうに考えています。

それから、先ほどもちょっとお話をしましたけれども、もう地権者の方はどうぞと言っておられるというような場合に、その場合にこれから地権者にも話をするんですよという場合と同列に扱うのかどうかとか、当然さまざまな状況がございますので、そこはもう少し慎重な判断をしてみたいと、このように考えているところです。

議長（青山憲司） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 資料の配付につきまして、大変当日配付ということで申しわけございませんでした。おわびを申し上げます。

議長からも、あるいは議運の委員長さんから、できるだけ早く手元に配付をして目を通すようにさせてほしいというぐあいに依頼を受けておりました。構成市町長会が28日に行われまして、非常にあだこうだというぐあいに議論が伯仲をいたしました。この特に選定方式についてもわかりでございますし、この範囲についてもわかりでございました。そういう中で、これをまとめるのに非常に我々の組合職員内でも時間を要し、なおかつ管理者に確認をとるという作業が必要であったということでございますが、特にこの選定範囲を決めたときに最初構成市町長会に出しておりましたのは人口重心を考えて計算をしてみしておりました。いやいや、これはやはりごみの問題だからごみでないとは説得力がないよと。こういうご指摘も受ける中で、再度ごみをもとに計算をし直し図面を引き直した、こういったようなことに時間を要したということで、大変手間取ったということでございます。今後はできるだけ早くお手元に届くように努力はさせていただきたいと思しますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（青山憲司） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

ほかに発言がないようですので、本件はこの程度にとどめたいと思います。

以上で第45回議員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時50分